

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例

運用ガイドライン（第1版）

令和7年7月

青森県 環境エネルギー部 環境政策課

— 目 次 —

第1章 はじめに

1 青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例について	1
2 ガイドラインについて	2
3 ガイドラインで使用する用語の整理	3

第2章 共生条例の目的と基本的事項

1 共生条例の目的	5
2 基本理念	
(1) 自然環境、景観、歴史・文化等の継承	5
(2) 再生可能エネルギーの円滑な導入促進	5
(3) 関係者間の相互理解と協力	6
3 県、事業者及び県民の責務並びに市町村の役割	
(1) 県の責務	7
(2) 事業者の責務	7
(3) 県民の責務	8
(4) 市町村の役割	8
4 条例の対象事業	
(1) 経過措置	9
(2) 再生可能エネルギー源を太陽光及び風力とした考え方	9
(3) 海域に設置される再生可能エネルギー発電施設を除外した考え方	9
(4) 建築物に設置される再生可能エネルギー発電施設を除外した考え方	9
(5) 再生可能エネルギー発電施設	9
(6) 規模要件設定の考え方	11
(7) 規模要件の対象となる出力の考え方	11
(8) 再生可能エネルギー発電施設の新設	11
(9) 再生可能エネルギー発電施設の増設	11
(10) 共生条例第15条第1項の認定を受けた設置計画の変更に伴い改めて認定を受ける 必要がある場合	11
(11) 分割案件について	12
5 共生制度の概要	
(1) 地域区分の設定（ゾーニング）	14
(2) 合意形成の手続（合意形成プロセス）	14

第3章 地域区分の設定（ゾーニング）の内容

1 地域区分の設定（ゾーニング）	15
2 地域区分（ゾーン）の具体的な設定内容	
（1）保護地域	15
（2）保全地域	17
（3）調整地域	18
（4）共生区域	18
3 経過措置	18

第4章 配慮すべき事項・エリア等

1 自然環境、景観、歴史・文化等に関する配慮事項等

（1）自然環境（生態系（動物））

ア 配慮すべき重要な種、個体及び群落の考え方（学術上の観点）	19
イ 配慮すべき重要な種、個体及び群落の考え方（希少性の観点）	20
ウ 参考となる文献例	21
エ 特に配慮すべきエリア等	22

（2）自然環境（生態系（植物））

ア 配慮すべき重要な種、個体及び群落の考え方（学術上の観点）	23
イ 配慮すべき重要な種、個体及び群落の考え方（希少性の観点）	23
ウ 参考となる文献例	24
エ 特に配慮すべきエリア等	25

（3）景観

ア 配慮すべき眺望点の例	26
イ 配慮すべき景観資源の種類例	26
ウ 参考となる文献例	27
エ 特に配慮すべきエリア等	28

（4）歴史・文化等

ア 配慮すべき歴史・文化等の例	29
イ 参考となる文献例	29
ウ 特に配慮すべきエリア等	30
エ その他（世界文化遺産に関する遺産影響評価）	31

2 その他防災等に関する配慮事項等

（1）防災関連情報	32
（2）土地利用の状況	32
（3）防衛関連情報	33

(4) 青森県地球温暖化対策推進計画 別冊「地域脱炭素化促進事業に係る促進区域の設定に関する県基準」で定める促進区域の設定に当たり考慮を要する環境配慮事項（表3 抜粋）	33
--	----

第5章 事業者による合意形成手続	37
------------------	----

1 環境影響評価対象事業（環境影響評価手続前）

(1) 設置計画（素案）の検討	41
(2) 意見交換会の開催	
ア 意見交換会の目的	42
イ 意見交換会の開催時期	42
ウ 意見交換会の開催場所・日時の設定	42
エ 意見交換会の開催の届出・公表	43
オ 意見交換会の対象者（周辺地域の住民等）	43
カ 対象者への周知方法等	44
キ 意見交換会における説明事項	45
ク 意見交換会の運営	51
ケ 意見交換会の記録	52
コ 意見交換会開催後の意見等受付	53
サ 意見交換会の開催状況の報告	53
(3) 再生可能エネルギー発電施設設置計画案の届出・公表	53
(4) 事業者に対する知事意見の通知	53

2 環境影響評価対象事業（環境影響評価手続後）

(1) 説明会の開催

ア 説明会の目的	55
イ 説明会の開催時期	55
ウ 説明会の開催場所・日時の設定	55
エ 説明会の開催の届出・公表	56
オ 説明会の対象者（周辺地域の住民等）	56
カ 対象者への周知方法等	56
キ 説明会における説明事項	56
ク 説明会の運営	56
ケ 説明会の記録	57
コ 説明会開催後の意見等受付	57
サ 説明会の開催状況の報告	57

(2) 再生可能エネルギー発電施設設置計画の認定申請	58
(3) 設置計画の公表	58
(4) 設置計画の認定・不認定の通知	58
(5) その他の留意事項	59
3 環境影響評価対象外事業	
(1) 設置計画（案）の検討	61
(2) 意見交換会の開催	
ア 意見交換会の目的	61
イ 意見交換会の開催時期	61
ウ 意見交換会の開催場所・日時の設定	62
エ 意見交換会の開催の届出・公表	62
オ 意見交換会の対象者（周辺地域の住民等）	62
カ 対象者への周知方法等	62
キ 意見交換会における説明事項	63
ク 意見交換会の運営	63
ケ 意見交換会の記録	63
コ 意見交換会後の意見等受付	63
サ 意見交換会の開催状況の報告	63
(3) 再生可能エネルギー発電施設設置計画の認定申請	63
(4) 設置計画の公表	63
(5) 設置計画の認定・不認定の通知	64
(6) その他の留意事項	64
4 共生区域内の事業	
(1) 共生区域内の設置を計画する旨の届出	65
(2) 再生可能エネルギー発電施設設置計画の認定申請	66
(3) 温対法及び農山漁村再エネ法による認定の届出に基づくみなし認定	67
第6章 合意形成手続における市町村の役割	
1 設置計画（素案）検討段階における事前相談への対応	68
2 設置計画（案）に対する市町村意見	68
3 設置計画に対する市町村意見	69

第7章 共生区域の指定

1 条例第8条第1項各号の区域について

- (1) 地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電施設とが共生することができるものとして市町村が定めた区域（再エネ特定区域）

..... 72

- (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第5項第2号の区域（促進区域）

..... 73

- (3) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第5条第2項第2号の区域（設備整備区域）

..... 73

2 行政計画等の作成について 73

3 協議会等について

- (1) 協議会等の設置 76

- (2) 協議会等の運営方針 76

- (3) 協議会等の構成員の選定 77

- (4) 協議会等の運営

- ア 会長・副会長の選任 79

- イ 協議・検討の進め方 79

- ウ 協議会等での意見集約 79

4 市町村による申出 80

5 県による共生区域の指定 80

第8章 共生区域内における設置計画の認定

1 温対法の地域脱炭素化促進事業及び農山漁村再エネ法の設備整備計画 82

2 再エネ特定区域内の設置計画

- (1) 市町村による設置計画の適否の判断 82

- (2) 知事による設置計画の認定 82

第9章 雑則

1 再生可能エネルギー発電施設の設置計画の廃止等 83

2 地位の承継 83

3 変更又は廃止の届出

- (1) 変更 84

- (2) 廃止 84

4 設置の届出 84

5	認定の取消し	85
6	報告徴収及び立入検査	85
7	指導、助言及び勧告	86
8	違反者の公表	86
9	過料	86
10	市町村の条例との調整	86

第10章 その他

1	共生制度に関する法令等及びその区域	88
2	市町村の相談窓口	90

【改定履歴】

- ・ 令和 7年 7月 第1版作成

第1章 はじめに

1 青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例について

私たちのふるさと青森県は、本州の最北端に位置し、三方を海に囲まれ、陸奥湾を抱え込むように東に下北半島、西に津軽半島が北方に伸び、変化に富んだ美しい海岸線を擁しています。また、原生的なブナ林が広がる世界自然遺産白神山地をはじめとする多種多様な動植物が生息する緑の山々、そして、豊かな森林にはぐくまれた水を源とする多くの清流や湖沼など、豊穡で美しい自然に恵まれています。

四季折々の変化に富んだ豊かで美しい自然と私たちの先人のたゆまぬ努力は、悠久の歴史の中で特色ある北国の文化をはぐくんできました。私たちは、各地に存在する縄文の遺跡、中世及び近世の城跡、寺社及び工芸品など、そして、各地の郷土色豊かな風俗慣習、民俗芸能などに心の安らぎや郷土への誇りと愛着を感じることができます。

本県の豊かで美しい自然環境、景観、歴史・文化等は、県民共通の財産であり、今を生きる私たちだけがその恵沢を享受するのではなく、これらを良好な状態で未来の世代に継承していくことが重要です。

一方、地球温暖化の急速な進行により地球環境が危機的な状況にある中、本県が有するポテンシャルを活かしながら再生可能エネルギーの導入を推進することは、地球温暖化対策において極めて重要であるとともに、エネルギー源の安定供給の観点からも重要性が高く、地域社会の健全な発展にも寄与するものです。

しかしながら、近年、再生可能エネルギーの導入が急速に拡大する中、風力発電所をはじめとした再生可能エネルギー事業に関する様々な問題が顕在化しています。無秩序な開発による環境破壊を招くようなことはあってはならず、再生可能エネルギーは、自然・地域との共生を前提として導入されるべきものです。

このため、本県では、令和5年9月に「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想（以下「共生構想」という。）」を策定し、立地地域と再生可能エネルギーとが持続可能な形で向き合い、共存共栄していくためのルールづくりなど、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生を図っていくにあたっての今後の方向性を示しました。

「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例（以下「共生条例」という。）」は、この共生構想に基づき、自然・地域と再生可能エネルギーとが持続可能な形で共生に向けた新たな制度をつくるため制定したものです。

2 ガイドラインについて

共生構想に基づく青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する制度（以下「共生制度」という。）は、図1に示す条例・規則等の体系によって運用されます。

「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例 運用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」は、共生制度の手続等を行う際、再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする者（以下「事業者」という。）に配慮を求める事項など共生制度の運用に必要な条例・規則を補完する事項等を示すものです。

なお、共生条例の対象とならない事業者についても、ガイドラインの内容を参考にして周辺地域の住民等との合意形成を図りながら再生可能エネルギー発電施設の設置計画（以下「設置計画」）を検討していくことが望まれます。

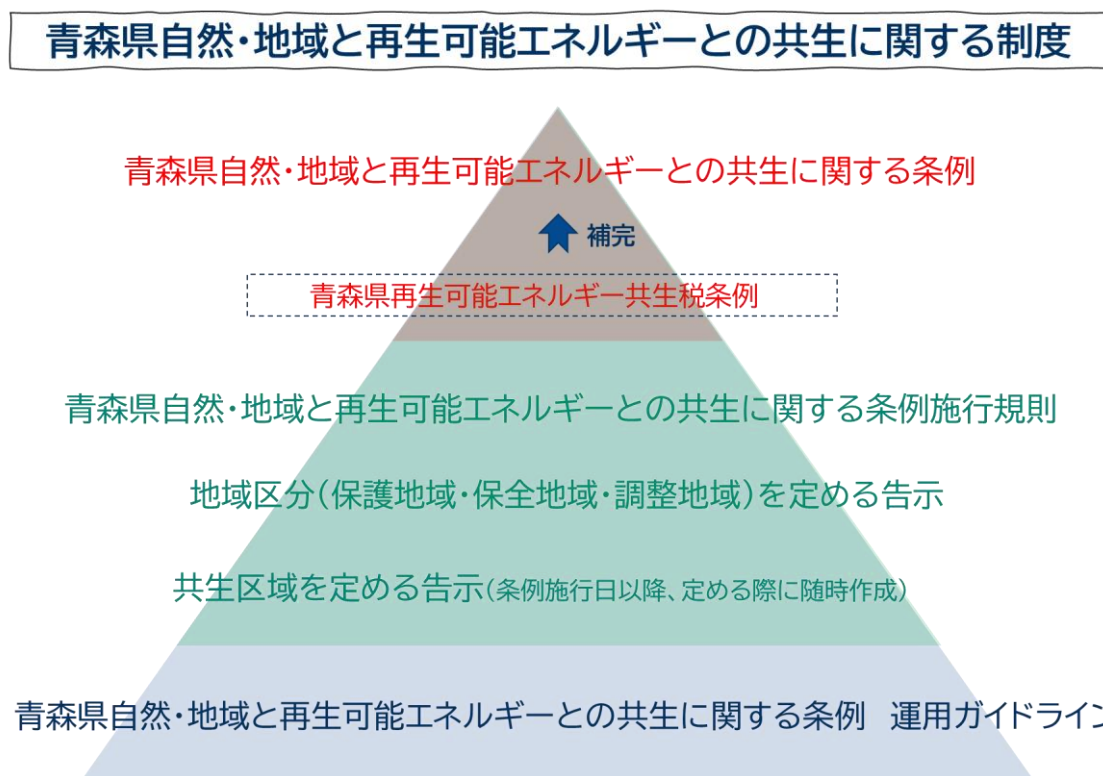


図1 共生制度に係る条例・規則等の体系

3 ガイドラインで使用する用語の整理

- ・ **再生可能エネルギー発電施設**

再生可能エネルギー源（太陽光又は風力に限る。）を電気に変換する施設（その全部が海域又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く。）及びその附属施設をいいます。

- ・ **再生可能エネルギー源を電気に変換する施設**

原動力設備及び原動力設備と一体となって発電施設を構成する電気設備をいいます。

- ・ **その附属施設**

再生可能エネルギー源を電気に変換する施設以外の施設で、再生可能エネルギー電気の発電、変電、送電又は配電に欠くことのできない施設をいいます。

- ・ **設置計画**

再生可能エネルギー発電施設の設置計画をいいます。

- ・ **再エネ特定区域**

共生条例第8条第1項第1号に掲げる「地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電施設とが共生することができるものとして市町村が定めた区域」をいいます。

- ・ **促進区域**

共生条例第8条第1項第2号に掲げる「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）（以下「温対法」という。）第21条第5項第2号に規定する「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域」をいいます。

- ・ **設備整備区域**

共生条例第8条第1項第3号に掲げる「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）（以下「農山漁村再エネ法」という。）第5条第2項第2号の設備整備区域」をいいます。

- ・ **地域脱炭素化促進事業**

温対法第22条の2に基づき、地方公共団体実行計画（区域施策編）に適合するものとして市町村の認定を受けた事業をいいます。

- ・ **設備整備計画**

農山漁村再エネ法第7条第3項の規定により市町村の認定を受けた設備整備計画をいいます。

第2章 共生条例の目的と基本的事項

1 共生条例の目的

共生条例は、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生について基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する措置について必要な事項を定めることにより、本県の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生を図ることを目的としています。

2 基本理念

(1) 自然環境、景観、歴史・文化等の継承

健全で恵み豊かな自然環境、景観、歴史・文化等が県民の共通の財産であることに鑑み、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これらを良好な状態で未来に継承します。

健全で恵み豊かな自然、景観、歴史・文化等からもたらされる恵沢は、健全な大気・水環境、恵み豊かな生態系・生物多様性などの自然環境面から、人間性の回復や保健休養としての効用、郷土への誇り・アイデンティティなど精神面への影響まで多岐にわたり、現在を生きる私たちが本県のかげがえのない環境を健全で恵み豊かな姿のまま維持し、次世代に継承していかなければなりません。

(2) 再生可能エネルギーの円滑な導入促進

再生可能エネルギーの利用が、地球温暖化の防止に資するとともに地域の活性化その他地域社会の健全な発展にも寄与することに鑑み、自然・地域との共生を前提として、その円滑な導入を促進します。

ア 地球温暖化対策への寄与

地球規模の喫緊の課題である気候変動問題の解決に向けて、世界全体で温室効果ガス排出削減の取組が進められ、120以上の国と地域が2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の目標を掲げています。

日本は、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言（2020年10月）しており、本県も2021年2月に2050年カーボンニュートラルを目指すことを表明し、この実現に向けた政策を推進しています。

カーボンニュートラルの実現には、温室効果ガス排出量を削減するための中核的な取組として、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの円滑な導入を促進していくことが必要です。

イ エネルギー安定供給への寄与

エネルギーは日常生活や社会活動を維持するために欠かせないものですが、石油や天然ガスなどの資源に乏しい日本はエネルギー自給率が低く、2022年度の自給率は12.6%でG7加盟国最下位であるなど、エネルギー安定供給上の脆弱性を抱えています。

国のエネルギー基本計画では、「電源構成における基本的な考え方としては、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入する」としています。これを踏まえ、本県もエネルギーの安定供給に寄与していくため、本県が有するポテンシャルを活かしながら、再生可能エネルギーの円滑な導入を促進していく必要があります。

ウ 地域の活性化その他地域社会の健全な発展への寄与

自然・地域との共生を前提として、地域資源から生まれた再生可能エネルギーが利用されることは、地域の雇用や産業の創出、まちづくりなどに貢献し、地域の活性化その他地域社会の健全な発展に寄与することが期待されます。

(3) 関係者間の相互理解と協力

自然・地域と再生可能エネルギーとの共生の実現に向けては、県、市町村、事業者及び県民が相互に理解し、協力する必要があります。

そのためには、地域との合意形成を図りながら、地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電事業とが持続可能な形で共生できるよう、お互いの意見や考えを理解し合い、協力を図っていくことが重要です。

3 県、事業者及び県民の責務並びに市町村の役割

(1) 県の責務

基本理念にのっとり、地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生に関する総合的な施策の策定、調整を行う責務を担うとともに、基礎自治体である市町村の協力を得ながら共生制度を円滑に運用します。

【具体的な役割】

- ・ 共生区域の指定や市町村の意見等を踏まえた設置計画の認定・不認定
- ・ 合意形成手続における市町村等支援（ガイドライン作成等）
- ・ 事業者に対する共生制度の周知、適切な手続や措置等の実施に向けた指導・助言等
- ・ 条例第8条第1項各号の区域の設定に係る市町村への支援（市町村が設置する協議会へのオブザーバーとしての参加等）
- ・ 自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に向けた県民に対する普及啓発
- ・ その他、自然・地域と共生した再生可能エネルギー導入促進のための総合的施策の推進

など

(2) 事業者の責務

基本理念にのっとり、再生可能エネルギー発電事業の実施に当たって地域の自然環境、景観、歴史・文化等と共生が図られるよう必要な措置を講ずるとともに、市町村及び周辺地域の住民等との良好な関係を構築するよう努めなければなりません。

そのほか、共生条例その他の再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令を遵守するとともに、県が行う地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

事業者は、再生可能エネルギー発電施設を設置するための土地開発をはじめ、当該施設の設置が地域の自然環境、景観、歴史・文化等に影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、再生可能エネルギー発電施設の設置を計画・実施していく必要があります。

【具体的な役割】

- ・ 自然環境、景観、歴史・文化等との共生に配慮した設置計画の策定
- ・ 地域との共生のために必要な事業情報の開示
- ・ 地域社会における多様なステークホルダーの意見の尊重
- ・ 地域の活性化その他地域社会の健全な発展への協力
- ・ 市町村が行う自然・地域と共生した再生可能エネルギー導入促進のための施策への協力
- ・ その他、県が行う自然・地域と共生した再生可能エネルギー導入促進のための施策への協力

など

(3) 県民の責務

基本理念にのっとり、県が行う地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生に関する施策に協力するよう努めることが求められます。

再生可能エネルギー発電施設の設置は、地域の自然環境、景観、歴史・文化等に影響を及ぼすおそれがある一方、再生可能エネルギーの導入は、地球温暖化問題を解決するための有効な手段の一つであることなどから、地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電事業との共生についての理解と協力が期待されるとともに、再生可能エネルギーを地域のために活用していく必要があります。

【具体的な役割】

- ・ 事業者が開催する意見交換会、説明会等への参加
- ・ 市町村が行う自然・地域と共生した再生可能エネルギー導入促進のための施策への協力
- ・ その他、県が行う自然・地域と共生した再生可能エネルギー導入促進のための施策への協力

など

(4) 市町村の役割

共生制度の運用に当たっては、地域の意見を代表する市町村の役割が重要となります。

再生可能エネルギー発電施設の設置場所の市町村は、事業者に対して共生のために必要な情報を提供するほか、住民に十分な情報提供するよう促してください。そして、住民に最も身近な行政を行う基礎自治体として、住民の意見等を踏まえ、県・事業者と協力し、地域にとって望ましい再生可能エネルギーの円滑な導入の促進を実現していくよう努めてください。

なお、再生可能エネルギーの円滑な導入に当たって、周辺の市町村にもその影響が及ぶおそれがある場合には、周辺の市町村への配慮も必要となります。

【具体的な役割】

- ・ 自然・地域と再生可能エネルギーとの共生の観点からの設置計画に対する意見の提出
- ・ 自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に向けた住民に対する普及啓発
- ・ 温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定等、地域脱炭素化促進制度の活用による再生可能エネルギー導入促進
- ・ 再エネ特定区域、促進区域、設備整備区域の設定
- ・ その他、自然・地域と共生した再生可能エネルギー導入促進のための施策の推進

など

4 条例の対象事業

再生可能エネルギー発電施設（太陽光に係るものにあつては出力が2,000kW以上のもの、風力に係るものにあつては出力が500kW以上のもの（増設により出力がこれらの出力以上となるものを含む。))を設置（新設又は増設）する事業を対象とします。

なお、再生可能エネルギー源を電気に変換する施設の全てが他県の行政区域に設置される場合、海域及び建築物に設置される場合には、共生条例の対象外となります。

（１）経過措置

共生条例の施行日（令和7年7月1日）前に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は青森県環境影響評価条例（平成11年12月青森県条例第56号）に基づく環境影響評価書の公告を行った事業及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第48条第1項の工事計画届（以下「電気事業法の工事計画届」という。）を届け出た事業については、共生条例の適用対象外とします。

（２）再生可能エネルギー源を太陽光及び風力とした考え方

共生条例制定時点において、本県における設置事例が多く、地域の自然環境、景観、歴史・文化等への著しい影響及び地域とのあつれきが顕在化している太陽光及び風力発電事業を対象としたものです。なお、今後の水力、地熱及びバイオマスの導入状況により、これらを共生条例の対象とする必要性が認められる場合には、対象に追加することを検討します。

（３）海域に設置される再生可能エネルギー発電施設を除外した考え方

海域（一般海域、港湾区域、漁港区域）については、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）、港湾法（昭和25年法律第218号）、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）により、占用許可基準等が定められていることから、これらの法令等による対応となります。

なお、河川、湖沼等の水面を含む陸域に設置する場合は対象となります。

（４）建築物に設置される再生可能エネルギー発電施設を除外した考え方

建築物の屋根・壁等への太陽電池等の設置については、土地を新たに開発するものではなく、地域の自然環境、景観、歴史・文化等をき損するリスクが低いことから、共生条例の対象外としました。

（５）再生可能エネルギー発電施設

再生可能エネルギー発電施設は、再生可能エネルギー源を電気に変換する施設及びその附属施設から構成され、その詳細は次のとおりです。

ア 再生可能エネルギー源を電気に変換する施設

- ・ 原動力設備
太陽光の場合：太陽電池（架台を含む）
風力の場合：風力機関（ナセル・ブレード・タワーを含む）
※ 発電施設の設置場所には、ブレードの旋回範囲を含む
- ・ 原動力設備と一体となって発電施設を構成する電気設備
PCS、集電箱など

イ その附属施設

- ・ 再生可能エネルギー源を電気に変換する施設以外の施設で、再生可能エネルギー電気の発電、変電、送電又は配電に欠くことのできない施設
蓄電池、受変電施設、ケーブル、管理用道路、調整池、柵堀など

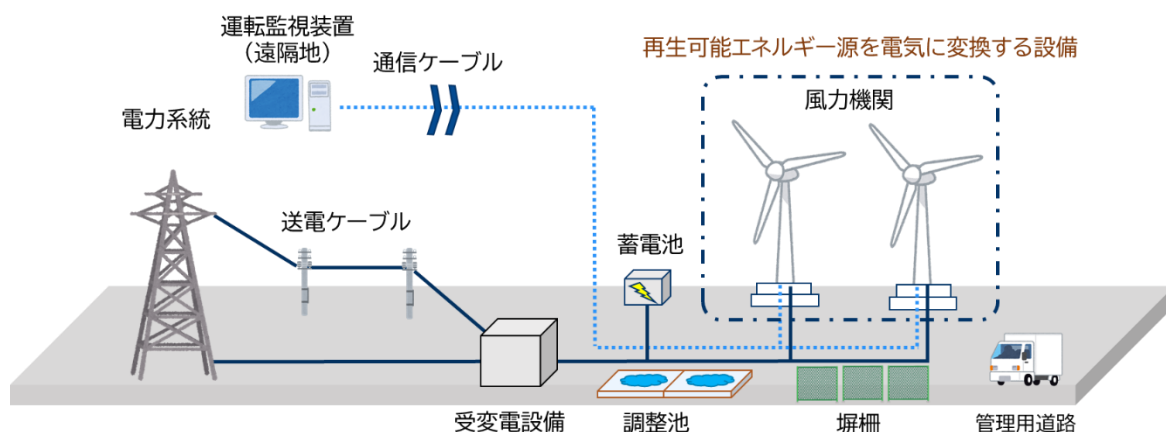


図2 風力発電施設の構成例

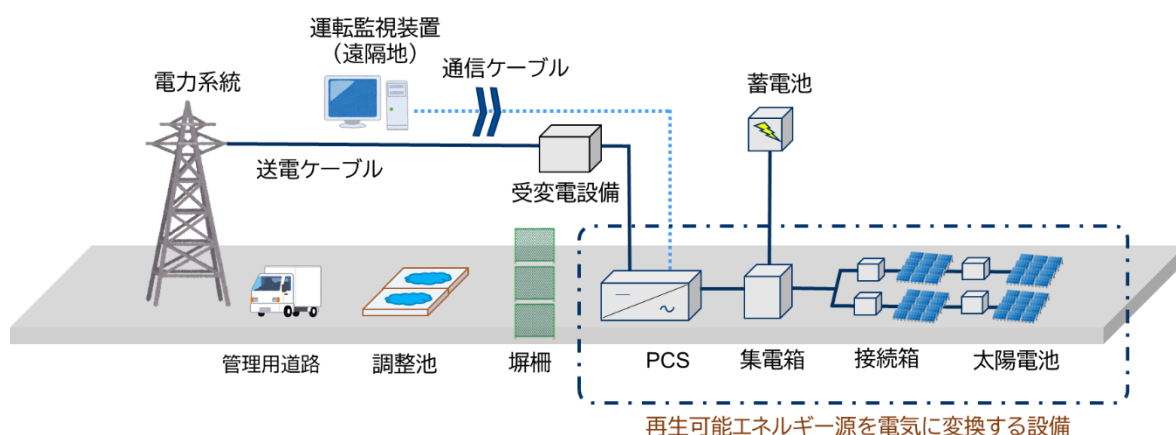


図3 太陽光発電施設の構成例

(6) 規模要件設定の考え方

電気事業法の工事計画届が必要な規模要件を参考に、自然環境、景観、歴史・文化等に一定規模以上の影響を与えるおそれのある太陽光発電施設 2,000 kW 以上、風力発電施設 500 kW 以上の事業を共生条例の対象としました。

(7) 規模要件の対象となる出力の考え方

規模要件の対象となる出力は、電気事業法の工事計画届に記載する発電所の出力に基づき判断します。

(8) 再生可能エネルギー発電施設の新設

再生可能エネルギー発電施設の新設とは、次に掲げる行為をいいます。

- ・ 新たに再生可能エネルギー発電施設を設置する行為（リプレースを含む。）

(9) 再生可能エネルギー発電施設の増設

再生可能エネルギー発電施設の増設とは、次に掲げる行為をいいます。

- ・ 既設の再生可能エネルギー源を電気に変換する施設（原動力設備に限る。）の設置面積を増加させる行為
- ・ 既設の再生可能エネルギー発電施設について、再生可能エネルギー発電施設の出力を増加させる行為（増設により、太陽光発電施設 2,000 kW 以上又は風力発電施設 500 kW 以上となるものを含む。）
- ・ 既設の再生可能エネルギー発電施設に変更を加えて、地域の自然環境、景観、歴史・文化等に著しい影響を及ぼすおそれがある変更を伴う行為※

※ 再生可能エネルギー発電施設に変更を加える際、地域の守るべき自然環境、景観、歴史・文化等に著しい影響を及ぼすおそれがあり、改めて地域との合意を形成することが必要と認められる行為をいう。

(10) 共生条例第 15 条第 1 項の認定を受けた設置計画の変更に伴い改めて認定を受ける必要がある場合

事業者は、共生条例第 15 条第 1 項の認定を受けた設置計画（共生条例第 18 条の施設の設置届出前のものに限る。）について、次に掲げる行為を行う場合は、地域との合意を再度形成した上で共生条例第 15 条第 1 項の認定を改めて受ける必要がありますので、設置計画の内容を変更しようとする場合、事前に県へ相談してください。

- ・ 再生可能エネルギー発電施設（風力発電施設の原動力設備に限る。）を 100m 以上移動させる行為

- ・ 再生可能エネルギー発電施設の出力を 10%以上増加させる行為
- ・ 地域の自然環境、景観、歴史・文化等に著しい影響を及ぼすおそれがある変更を伴う行為※

※ 環境影響評価手続がやり直しになる場合や、保護地域や保全地域に設置場所を変更する場合など、地域の守るべき自然環境、景観、歴史・文化等に著しい影響を及ぼすおそれがあり、地域との合意形成をやり直すことが必要と認められる行為をいう。

なお、保護地域や保全地域への設置場所の変更は、基準を満たさないことから、認定を受けることはできない。

設置計画の変更が、上記に該当せず、共生条例施行規則第 17 条各号に定める変更該当する場合は、改めて認定を受け直す必要はありませんが、県に変更届出の提出が必要となります。

なお、共生条例施行規則第 17 条第 2 号及び第 3 号の知事が別に定める軽微な変更は、次に掲げる行為をいいます。

- ・ 再生可能エネルギー源を電気に変換する施設（風力発電施設の原動力設備に限る。）を 100m未満で移動させる行為
- ・ 設置場所に関わる変更で、地域の自然環境、景観、歴史・文化等に著しい影響を及ぼすおそれのない行為
- ・ 再生可能エネルギー発電施設の出力を減少又は 10%未満の範囲で増加させる行為

(11) 分割案件について

意図的に事業を複数に分割し、事業規模を小さくすることで条例の適用を逃れるような行為は、再生可能エネルギー発電事業全体の信頼を貶めるものであり、あってはなりません。

関係法令の規制逃れを図るために事業者の変更や設置場所の分散等を行ったものなど、実態として開発行為の一体性が認められる場合には、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 法律第 108 号）（以下「再エネ特措法」という。）や電気事業法の取扱いを参考に、それらの出力を合算して取り扱うものとします。

開発行為の一体性については、「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について（令和 5 年 5 月 25 日 関係省庁申合せ）」の取扱いに準じて、事業に係る法的・外形的な情報のみならず、再生可能エネルギー発電施設や事業形態の実態を踏まえ、以下の観点から総合的に判断を行います。

- ・ 実施主体の同一性（資本関係や事業譲渡関係、工事施工者、管理主体、地権者等）

- ・ 実施時期の同時性（個々の発電設備の工事時期、送電網の接続時期等）
- ・ 実施箇所の同一性又は近接性（柵や塀等で区切られた同一構内、変圧器や送配電線等の電気設備や防災施設等の一体性及び近接性、他事業者と共同して隣接を避ける例等）
- ・ 工事の同一性（作業同一の工程、手続の同一性等）

5 共生制度の概要

共生条例は、次の2つの手法を組み合わせることにより、「現在の世代が未来の世代に引き継ぐべき環境」を保全することを前提に、持続可能な形で、本県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進するものです。

(1) 地域区分の設定（ゾーニング）

広域的な視点で守るべき環境を保全するため、あらかじめ本県の再生可能エネルギーに対する保護・保全の地域区分（ゾーン）を明示し、設置計画の立案段階から、地域区分に応じた配慮を求めます。

(2) 合意形成の手続（合意形成プロセス）

再生可能エネルギー発電施設の設置にあたり、事業者に対してあらかじめ地域との合意形成に向けた手続を義務付けます。これにより、事業者と地域が対話する機会等を設け、対話を通じて地域のメリット・デメリットを明確にし、地域の視点から守るべき環境を保全しながら地域の活性化その他地域社会の健全な発展を企図することで、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生を目指します。

知事は、市町村等の意見を踏まえて、自然・地域との共生が図られると認められる設置計画を認定します。

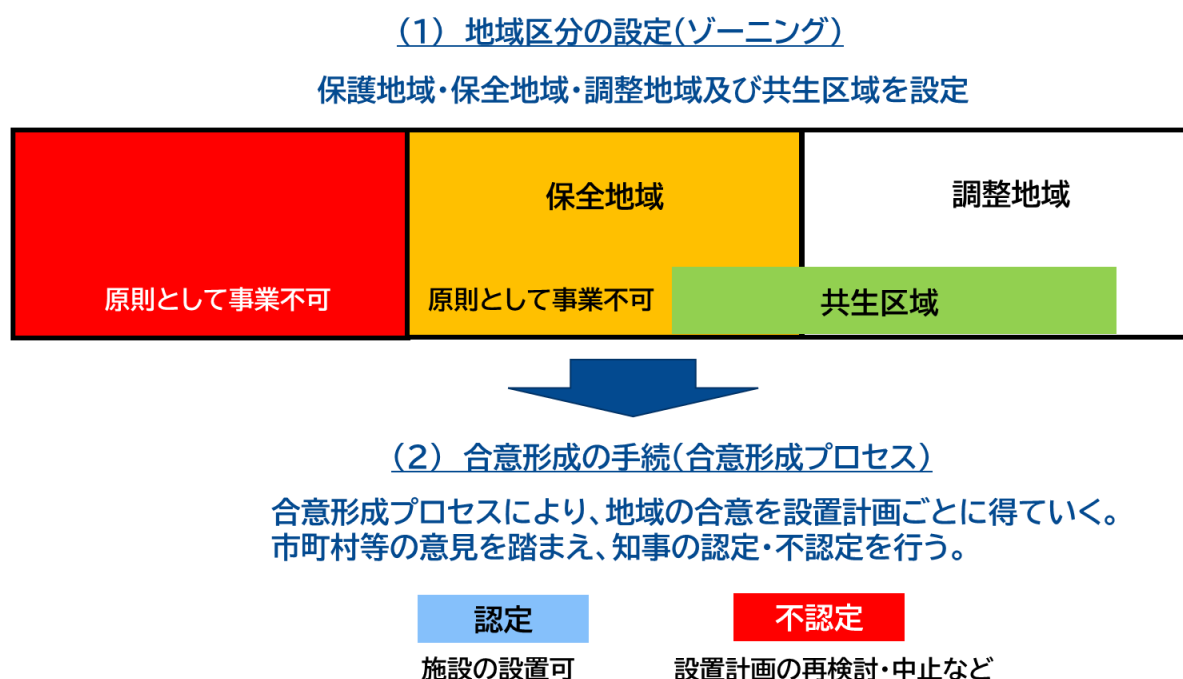


図4 共生制度の概要

第3章 地域区分の設定（ゾーニング）の内容

地域区分の設定（ゾーニング）の具体的内容は、次のとおりです。

1 地域区分の設定（ゾーニング）

共生条例では、あらかじめ県内を保護地域、保全地域、調整地域の3地域に区分します。

また、調整地域又は保全地域のうち、市町村が再生可能エネルギー発電施設の設置を促進しようとする区域であって、地域との共生を図ることができると知事が認めた区域を共生区域に指定します。

区分	地域の概要
調整地域	保護地域、保全地域以外の地域
共生区域	自然環境・地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域 (自然環境・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られると知事が認めた区域))
保全地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域 (共生区域となる場合を除き、再生可能エネルギー事業を計画できない地域)
保護地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域 (再生可能エネルギー事業を計画できない地域) ※原則として、事業の実施不可。

図5 ゾーニングの概要

2 地域区分（ゾーン）の具体的な設定内容

未来に継承すべき自然環境、景観、歴史・文化等を守るという観点から、客観的に確認できる現行の関係法令等の区域等のうち、法令等により区域境界が明確であり、区域の特定が可能なものについて、次のとおり地域区分を設定します。

なお、地域区分の設定の状況を確認しやすくするため、資料編としてゾーニングマップを作成しています。

地域区分の設定については、自然環境、景観、歴史・文化等の保護・保全に係る新たな知見の蓄積や再生可能エネルギーを取り巻く社会的な状況の変化等を踏まえながら、必要に応じて見直していきます。

(1) 保護地域

現行の関係法令等で特別な価値が認められ、自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護すべき地域を、保護地域に設定します。

原則として、国が再生可能エネルギー発電施設の設置をする場合その他の公益上やむを得ないと認められる場合を除き、再生可能エネルギー源を電気に変換する施設の設置ができない地域となります。

また、その附属施設についても、極力、設置を避けるべき地域となります。

保護地域の具体的な区域は次のとおりです。

- ア 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）第2条1の規定により指定された湿地の区域
- イ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2の規定により作成された世界遺産一覧表に記載された文化遺産が所在する場所及びその周辺の区域のうち県が告示で定めた区域（緩衝地帯の区域）
- ウ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2の規定により作成された世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域
- エ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物（地域を定めずに指定されたもの及び県内全域又は市町村の区域を地域として指定されたものを除く。）に係る区域
- オ 文化財保護法第100条第1項の規定により仮指定された史跡、名勝又は天然記念物（地域を定めずに仮指定されたもの及び県内全域又は市町村の区域を地域として仮指定されたものを除く。）に係る区域
- カ 文化財保護法第143条第1項又は第2項の規定により定められた伝統的建造物群保存地区の区域
- キ 森林法（昭和26年法律第249号）第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画の対象とする森林の区域のうち県が告示で定めた区域（民有林の緑の回廊の区域）
- ク 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定により特別地域として指定された区域
- ケ 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第22条第1項の規定により自然環境保全地域として指定された区域
- コ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により特別保護地区として指定された区域
- サ 国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第十二条第2項第6号の保護林及び緑の回廊の区域
- シ 青森県立自然公園条例（昭和36年10月青森県条例第58号）第28条第1項の規定により特別地域として指定された区域
- ス 青森県自然環境保全条例（昭和48年7月青森県条例第31号）第14条第1項の規定により県自然環境保全地域として指定された区域

- セ 青森県文化財保護条例（昭和 50 年 12 月青森県条例第 46 号）第 38 条第 1 項の規定により指定された県史跡、県名勝又は県天然記念物（地域を定めずに指定されたもの及び県内全域又は市町村の区域を地域として指定されたものを除く。）に係る区域

（２）保全地域

現行の関係法令等で価値が認められ、再生可能エネルギー発電施設の設置が当該地域に重大な影響を及ぼすことなく、自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全すべき地域を、保全地域に設定します。

原則として、再生可能エネルギー源を電気に変換する施設の設置はできませんが、地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電施設とが共生することができると認められる区域（共生区域）となった場合には、設置することができる地域となります。

また、その附属施設については、できる限り設置を避けるべき地域となります。

保全地域の具体的な区域は次のとおりです（保護地域と重複するところは、保護地域が優先して適用されます）。

- ア 森林法第 2 条第 3 項に規定する国有林の区域
- イ 森林法第 5 条第 1 項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林の区域
- ウ 森林法第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により保安林として指定された区域
- エ 森林法第 41 条第 1 項の規定により保安施設地区として指定された区域
- オ 自然公園法第 33 条第 1 項に規定する普通地域の区域
- カ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項の規定により鳥獣保護区として指定された区域
- キ 青森県立自然公園条例第 30 条第 1 項に規定する普通地域の区域
- ク 青森県自然環境保全条例第 23 条第 1 項の規定により県開発規制地域として指定された区域
- ケ 青森県自然環境保全条例第 29 条第 1 項の規定により県緑地保全地域として指定された区域
- コ 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成 13 年 12 月青森県条例第 71 号）第 6 条第 1 項の規定により保全地域として指定された区域

(3) 調整地域

再生可能エネルギー発電施設の設置が当該地域に及ぼす影響を考慮し、自然環境、景観、歴史・文化等との調整をすべき地域を調整地域に設定します。

調整地域は、保護地域及び保全地域以外の地域（海域を除く。）とします。

調整地域は、保護地域又は保全地域と比較して、現行の関係法令等による規制が少なく、一般的に開発が容認されやすい地域ですが、現行の関係法令等で規制されていない場合であっても、地域が未来に継承すべきと考える自然環境、景観、歴史・文化等が存在する可能性があるため、合意形成手続により、地域の意見を確認しながら設置計画を進めていく必要があります。

(4) 共生区域

市町村の申出に基づき、調整地域又は保全地域内の条例第8条第1項第1号から第3号に掲げる区域（以下「第8条第1項各号の区域」という。）のうち、地域の自然環境、景観、歴史・文化等と共生できると認められる区域を知事が共生区域に指定します。

また、市町村の申出の有無にかかわらず、知事は、県が施策を推進していく上での必要等があり、調整地域又は保全地域内の地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電施設とが共生することができると認められる区域を共生区域に指定することができます。

知事による共生区域の指定は、市町村及び県環境審議会の意見を聴いた上で行います。

共生区域は、市町村が協議会等における検討を経て定めた区域のうち、さらに知事が妥当であることを確認した上で指定した区域であることから、当該区域に再生可能エネルギー発電施設を設置する際、共生条例に基づく意見交換会や説明会など合意形成手続の一部を省略できる仕組みとなっています。

<第8条第1項各号の区域>

- ① 地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電施設とが共生することができるものとして市町村が定めた区域（再エネ特定区域）
- ② 温対法第21条第5項第2号の区域（促進区域）
- ③ 農山漁村再エネ法第5条第2項第2号の区域（設備整備区域）

3 経過措置

共生条例の施行日（令和7年7月1日）前において、市町村が上記の②又は③に指定している区域については、共生区域とみなします。

第4章 配慮すべき事項・エリア等

調整地域においても、保護地域や保全区域と同等に、自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護・保全すべきエリアが含まれている場合もあるほか、共生区域に指定された地域内においても個別具体的に配慮すべき事項やエリア等があります。

事業者は、設置計画立案の早期段階から最終的段階までの検討に至る過程で、地域区分に加え、以下に示す区域設定が難しい地域固有の事項（自然環境、景観、歴史・文化等）や防災の観点などの事項・エリア等についても十分に配慮する必要があります。

なお、配慮すべき事項・エリア等を確認しやすくするため、資料編としてサブマップを作成しています。

1 自然環境、景観、歴史・文化等に関する配慮事項等

(1) 自然環境（生態系（動物））

ア 配慮すべき重要な種、個体及び群落の考え方（学術上の観点）

分 類	観 点	内 容
動物種	固有性	・ 分布が限定されている種(亜種以下の分類群を含む) ・ 形態的に顕著な特徴を有する個体群(形態的な変異に富むもの)
	分布限界	・ その種の水平・垂直的な分布限界に生息するもの
	隔離分布	・ 隔離分布を示す種
	教育研究上の重要性	・ 継続的に観察・調査されている種・個体群 ・ 遺存的なもので研究上重要な種 ・ 種の基準産地における個体群
動物の生息地	自然性	・ 原生の状態に近い生息地 ・ 一定の面積を有している自然性の高い生息地
	傑出性	・ 鳥類の集団渡来地・集団繁殖地などの大規模な生息地
	多様性	・ 構成種の多様性に富む自然の生息地 ・ 伝統的な管理により維持されてきた構成種の多様性に富む生息地
	貴重種の依存性	・ 学術上重要な種、希少な種など貴重種が生息のための重要な場所として強く依存している生息地
	生息立地の特殊性	・ 湿原、洞窟、特殊岩地などの特異な立地条件に成立している生息地
	脆弱性	・ 環境の変化の影響を受けやすい生息地
	教育研究上の重要性	・ 動物に関する調査・研究が行われている、教育研究上重要な生息地

出典：青森県環境影響評価技術指針マニュアル（青森県、令和4年10月）

イ 配慮すべき重要な種、個体及び群落の考え方（希少性の観点）

- ・ 全国レベルから地域レベルまで、各地域サイズにおける希少なものを含みます。
- ・ 個体数や生息面積が少ないものほど重要であり、絶滅（生息地の場合は消滅）が危惧されるものが最も重要となります。特に地域において減少が進んでいるものについては、その減少速度によっても重要性が高まります。

ウ 参考となる文献例

自然環境 地域の	○土地分類基本調査 ・土壌図 ・地形分類図 ・表層地質図 ○青森県の自然（青森県 平成2年）
陸生動物（重要な種及び注目すべき生息地）	動物相の概要等 ○自然環境保全基礎調査（環境庁 1976～） ・自然環境保全基礎調査：動物分布調査 ○青森県自然環境保全基礎調査報告書（青森県 1976） ○青森県鳥獣生息状況調査報告書（哺乳類）（青森県 1981） ○青森県鳥獣生息状況調査報告書（鳥類）（青森県 1982） ○市町村別鳥獣生息状況調査報告書（青森県自然保護課 1989） ○河川水辺の国勢調査年鑑（建設省監修 各年） ○平成8年下北半島ツキノワグマ生息調査報告書（（財）自然環境研究センター 1997） ○下北半島カモシカ保護地域特別調査報告書（青森県教育委員会 1988） ○北奥羽山系カモシカ保護地域特別調査報告書（青森県教育委員会 1996） ○下北半島ニホンザル生息数等調査報告書（青森県 2000） ○下北半島カモシカ保護地域特別調査報告書（平成 12・13 年度 青森県教育委員会） ○下北半島の自然（青森県立郷土館 1986） ○青森県の鳥獣（青森県 1980） ○津軽半島の自然（青森県立郷土館 1982） ○白神山地自然環境調査報告書（赤石川流域）（青森県 1987） ○白神山地自然環境調査報告書（大川・暗門川流域）（青森県 1989） ○白神山地自然環境調査報告書（追良瀬川流域）（青森県 1990） ○赤石川流域の自然（青森県立郷土館 1991） ○白神山地の自然-笹内川流域・十二湖周辺-（青森県立郷土館 1996） ○下北丘陵の自然（青森県立郷土館 2001） ○青森県の動物たち-哺乳類のはなし-（平田貞雄 1985） ○青森の野鳥（日本野鳥の会青森県支部/弘前支部 2001） ○青森県の蝶たち（津軽昆虫同好会 1986） ○青森県の蝶類（室谷洋司, 阿部東 1962 青森蝶同好会） ○その他、市町村誌史
	重要な種及び注目すべき生息地の分布状況等 ○国、青森県指定天然記念物 ○天然記念物緊急調査 植生図・主要動植物地図（青森県）（文化庁 1969） ○自然環境保全基礎調査（環境庁 1976～） ・青森県すぐれた自然図 自然環境保全調査（環境庁 1976） ・青森県動植物分布図 第2回自然環境保全基礎調査（環境庁 1982） ・日本の重要な両生類・は虫類（東北版）（環境庁 1982） ・日本の重要な昆虫類（東北版）（環境庁 1980） ○改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック3-爬虫類・両生類（環境庁 2000） ○改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック1-哺乳類（環境省 2002） ○改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック2-鳥類（環境省 2002） ○昆虫類, 甲殻類等, クモ形類・多足類等レッドリスト（環境庁 2000） ○日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック-脊椎動物編（環境庁 1991） ○日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック-無脊椎動物編（環境庁 1991） ○青森県の希少な野生生物-青森県レッドデータブック-（青森県 2020） ○その他、市町村誌史
	その他 ○青森県環境影響評価技術指針マニュアル（青森県、令和4年10月）

エ 特に配慮すべきエリア等

- 生物多様性重要地域（KBA、KBA 保護区域）
- 生物多様性保全上重要な里地里山
- 生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- 重要野鳥生息地（IBA）
- 昆虫類の多様性保護のための重要地域
- 中大型哺乳類分布情報
- 要注意鳥獣生息分布情報
- コウモリ洞分布
- コウモリ生息情報
- コウモリ分布
- イヌワシ・クマタカ生息分布
- オオワシ・オジロワシ生息分布
- 渡りをするタカ類集結地
- ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地
- シギ・チドリ類モニタリングサイト 1000
- 風力発電における鳥類のセンシティブティマップ
（注意喚起メッシュと鳥類の渡りルートの情報）

(2) 自然環境（生態系（植物））

ア 配慮すべき重要な種、個体及び群落の考え方（学術上の観点）

分 類	観 点	内 容
植物種	固有性	・ 分布が限定されている種(亜種以下の分類群を含む) ・ 形態的に顕著な特徴を有する個体群(形態的な変異に富むもの)
	分布限界	・ その種の水平・垂直的な分布限界に生育するもの
	隔離分布	・ 隔離分布を示す種
	教育研究上の重要性	・ 継続的に観察・調査されている種・個体群 ・ 遺存的なもので研究上重要な種 ・ 種の基準産地における個体群 ・ 巨樹、老木など
植物群落	自然性	・ 原生の状態に近い種組成を有する群落 ・ 一定の面積を有している自然性の高い群落
	傑出性	・ 広大な自然林や湿原など大規模に発達した群落
	多様性	・ 構成種の多様性に富む自然の群落 ・ 伝統的な管理により維持されてきた構成種の多様性に富む群落 ・ 多様な動植物の生息環境や生態系の基盤として重要な群落
	貴重種の依存性	・ 学術上重要な種、希少な種など貴重種と結びつきの強い群落
	典型性	・ 典型的な種組成を持ち、群落の特徴を把握する上で重要なもの ・ 郷土の景観を代表するもので、特にその特徴が典型的なもの ・ 自然性の高い社寺林など
	分布限界	・ 水平・垂直的な分布限界に位置する群落
	立地の特異性	・ 湿原、特殊岩地、砂丘、特殊な微気象条件などの特殊条件に成立する群落
	脆弱性	・ 環境の変化の影響を受けやすい群落
	教育研究上の重要性	・ 群落に関する調査・研究が行われている教育研究上重要な群落 ・ 一般的な種組成とは異なる特徴的な種組成をもつ群落

出典：青森県環境影響評価技術指針マニュアル（青森県、令和4年10月）

イ 配慮すべき重要な種、個体及び群落の考え方（希少性の観点）

- ・ 全国レベルから地域レベルまで、各地域サイズにおける希少なものを含みます。
- ・ 個体数や生育面積が少ないものほど重要であり、絶滅が危惧されるものが最も重要となります。特に地域において減少が進んでいるものについては、その減少速度によっても重要性が高まります。

ウ 参考となる文献例

自然環境 地域の	○土地分類基本調査 ・土壌図 ・地形分類図 ・表層地質図 ○青森県の自然（青森県 平成2年）	
陸生植物（重要な種及び群落）	植物相・現存植生の概要	○河川水辺の国勢調査年鑑（建設省監修 各年） ○青森県野生植物目録（細井幸兵衛 1994） ○自然環境保全基礎調査（環境庁 1976～） ・自然環境保全基礎調査：植生調査 青森県現存植生図 ○青森県自然環境保全基礎調査報告書（青森県 1976） ○河川水辺の国勢調査年鑑（建設省監修 各年） ○日本植生誌 東北（宮脇昭 1987） ○下北半島の植生（横浜植生学会 1980） ○下北半島の自然（青森県立郷土館 1986） ○津軽半島の自然（青森県立郷土館 1982） ○白神山地自然環境調査報告書（赤石川流域）（青森県 1987） ○白神山地自然環境調査報告書（大川・暗門川流域）（青森県 1989） ○白神山地自然環境調査報告書（追良瀬川流域）（青森県 1990） ○赤石川流域の自然（青森県立郷土館 1991） ○白神山地の自然-笹内川流域・十二湖周辺-（青森県立郷土館 1996） ○下北丘陵の自然（青森県立郷土館 2001） ○その他、市町村誌史
	重要な種及び群落の分布状況等	○国, 青森県指定天然記念物 ○天然記念物緊急調査 植生図・主要動植物地図（青森県）（文化庁 1969） ○自然環境保全基礎調査（環境庁 1976～） ・青森県すぐれた自然図 自然環境保全調査（環境庁 1976） ・青森県動植物分布図 第2回自然環境保全基礎調査（環境庁 1982） ・青森県自然環境情報図 第3回自然環境保全基礎調査（環境庁 1989） ・青森県自然環境情報図 第4回自然環境保全基礎調査（環境庁 1995） ・自然環境保全基礎調査：特定植物群落調査 ・自然環境保全基礎調査：巨樹・巨木林調査 ○改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック8-植物Ⅰ（維管束植物）（環境庁 2000） ○改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック9-植物Ⅱ（維管束植物以外）（環境庁 2000） ○植物群落レッドデータ・ブック（日本自然保護協会・世界自然保護基金日本委員会 1996） ○青森県の希少な野生生物-青森県レッドデータブック-（青森県 2020） ○その他、市町村誌史
	その他	○青森県環境影響評価技術指針マニュアル（青森県、令和4年10月）

エ 特に配慮すべきエリア等

- 生物多様性重要地域（KBA、KBA 保護区域）
- 生物多様性保全上重要な里地里山
- 生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- 絶滅危惧種（植物）の分布情報
- 特定植物群落
- 植生自然度図（特に自然度 9、10）
- 巨樹・巨木林

(3) 景観

ア 配慮すべき眺望点の例

利用区分	種別	眺望点例	備考
来訪者の利用	展望地	展望地、展望台、山頂、峠等	展望台等の施設整備がなされたところだけでなく、視界が開けた山頂や峠等も取り上げる。
	活動の場	散策路、園地、キャンプ場、スキー場、河川敷、釣り場、宿泊地等	触れ合い活動の場は、景観の眺望点として取り上げる。施設整備がされたところだけでなく、実態的に利用されている場合を含む。
	動線	登山道、歩道、観光道路、主要な幹線道路、鉄道等	主として旅行者が利用する動線。主要な幹線道路や鉄道等は、地域住民の利用地点でもある。
地域住民の利用	公共施設	学校、公民館、集会施設等	地域住民が利用する施設等。公共施設以外でも、地域住民が利用する社寺、墓地等を含む。
	居住地	市街地、集落	住民の居住空間
	動線	住宅地内の街路	主として地域住民が利用する動線

出典：青森県環境影響評価技術指針マニュアル（青森県、令和4年10月）

イ 配慮すべき景観資源の種類例

分類	景観資源例
自然的要素	火山景観 火山群、火山、火山性高原、火口・カルデラ、カルデラ壁、流れ山群、溶岩トンネル・風穴、溶岩流末端崖、地獄・泥火山、噴泉、噴気孔、間欠泉等
	山地景観 山脈・山地・高地、丘陵、非火山性高原、非火山性孤峰、U字谷（氷食谷）、カール、モレーン、二重山稜、断崖・岩壁、岩塊斜面・岩海、岩峰・岩柱、天然橋・岩門等
	高山景観 高山・亜高山域、万年雪
	石灰岩景観 カルスト地形、ポリエ、カッレンフェルト・ドリネ群、鍾乳洞
	河川景観 峡谷・渓谷、河成段丘、自由蛇行河川、穿入蛇行河川、断崖・岩壁、瀬、岩峰・岩柱、淵、歐穴群、滝、天然橋、岩門・石門等
	湖沼景観 湖沼、湿原
	海岸景観 溺れ谷、海成段丘、断層海岸、火山海岸、多島海、砂浜・磯浜、砂嘴、砂州、砂丘、海食崖、波食台、岩礁、海食洞、岩門、潮吹穴、甌穴群、潮流・渦流等
	その他の地学景観 節理、岩脈、湧水群、その他際だった地形等
	地被景観 森林、原野、湿原、お花畑、自生地、岩石地、水田、棚田、畑、果樹園、集落等
	生物、自然現象 開花、新緑、紅葉、渡り鳥の渡来、霧氷、積雪、樹氷、雲海等
文化的資源	社寺 神社、仏閣、霊廟等
	遺跡・史跡 史跡、遺跡、城跡等
	歴史的建築物 歴史的建築物、伝統的民家建築、歴史的街並み等
	土木構造物 橋梁、水道橋、石積み、その他歴史的土木構造物
	生産 農林作業、稲架、内水面漁業、放牧等
	樹林・樹木 樹林、並木、樹木等

出典：青森県環境影響評価技術指針マニュアル（青森県、令和4年10月）

ウ 参考となる文献例

景観特性 地域の	○地形図（国土地理院） ○地勢図（国土地理院） ○土地利用図（国土地理院）
主要な眺望点、 景観資源の 分布及び状況	○第3回自然環境保全基礎調査・自然景観資源報告書（青森県）（環境庁、平成元年） ○あおもりの景観 67 選（青森県） ○ふるさと眺望点（青森県） ○景観サポーターニュース（青森県） ○青森県広報誌「AOMORI MAG（あおマグ）」（青森県） ○県別シリーズ 郷土資料事典 青森県・観光と旅（人文社） ○全国観光情報ファイル 北東北（（社）日本観光協会） ○市町村の郷土誌（市町村） ○市町村の文化財（市町村） ○市町村の観光地図等（市町村観光課、観光協会） ○病院名簿（青森県又は市町村） ○教育要覧（青森県又は市町村） ○社会福祉施設名簿（青森県又は市町村）
その他	○青森県環境影響評価技術指針マニュアル（青森県、令和4年10月） ○青森県景観色彩ガイドライン（青森県、平成12年3月） ○青森県大規模行為景観形成基準ガイドライン（青森県、平成9年3月） ○地域別景観特性ガイドプラン（青森県、平成9年3月） ○青森県環境総合プラン（青森県、令和5年） ○国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（環境省、平成25年3月）

エ 特に配慮すべきエリア等

●世界ジオパーク・日本ジオパーク

三陸ジオパーク・ジオサイト（八戸市、階上町）

下北ジオパーク・ジオサイト（むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村）

●美しい日本のむら景観百選

津軽地方秋最大の農村行事「お山参詣」（弘前市）

みんなのあこがれ健康、文化村（八戸市）

庭（つぼ）と生垣の美しい町並み（平川市）

●白砂青松 100 選

屏風山保安林（つがる市）

淋代海岸（三沢市）

種差海岸（八戸市）

野牛浜（東通村）

●日本の夕陽百選

深浦町（岡崎、千畳敷）

十和田市（子の口）

三沢市（古牧温泉渋沢公園（カップ沼））

●さくら名所

弘前公園（鷹揚公園）（弘前市）

芦野池県立自然公園（五所川原市）

舘野公園（六戸町）

●日本 100 名山

八甲田山（青森市、十和田市）

岩木山（弘前市）

(4) 歴史・文化等

ア 配慮すべき歴史・文化等の例

配慮すべき環境条件	具体的な場所の例
水辺	・小動物のすむ川、用水、ため池 ・広がりのある河原 ・見晴らしの良い川沿いの道、土手 ・湧水地 等
みどり	・鎮守の森 ・林床が比較的疎な雑木林、新緑、紅葉の美しい雑木林 ・斜面林と農地、集落などからなる里山、田園風景 ・シンボルとなる並木、花木の並木、歴史的な並木 等
地形的要素	・平野から眺められ、山頂からも見晴らせる裏山 ・見晴らしの良い台地の肩、尾根の道 ・溪谷、滝、淵、巨石 等
歴史的、文化的環境	・神社の境内や広場 ・遺跡や古墳 等

出典：青森県環境影響評価技術指針マニュアル（青森県、令和4年10月）

イ 参考となる文献例

主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布及び概要	○第3回自然環境保全基礎調査・自然景観資源報告書（青森県）（環境庁、平成元年） ○あおもりの景観67選（青森県） ○ふるさと眺望点（青森県） ○ふるさと眺望点案内マップ（青森県） ○景観サポーターニュース（青森県） ○青森県文化財地図（青森県教育委員会） ○青森県遺跡地図（青森県教育委員会、令和2年8月） ○青森県広報誌「AOMORI MAG（あおマグ）」（青森県） ○青森県観光要覧（青森県） ○青森県観光統計概要（青森県、毎年） ○ふるさとの自然観察1～6（青森県） ○市町村の郷土誌（市町村） ○市町村の文化財（市町村） ○市町村の観光地図等（市町村観光課、観光協会） ○県別シリーズ 郷土資料事典 青森県・観光と旅（人文社） ○全国観光情報ファイル 北東北（（社）日本観光協会） ○山と高原地図（昭文社） ○青森110山（東奥日報社） ○あomorい県の鳥・けものウォッチング（東奥日報社） ○最新青森県地図百科（東奥日報社） ○バースアイマップシリーズ（北海道地図）
その他	○青森県環境影響評価技術指針マニュアル（青森県、令和4年10月） ○青森県景観色彩ガイドライン（青森県、平成12年3月） ○青森県大規模行為景観形成基準ガイドライン（青森県、平成9年3月） ○地域別景観特性ガイドプラン（青森県、平成9年3月） ○青森県環境総合プラン（青森県、令和5年） ○国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（環境省、平成25年3月）

ウ 特に配慮すべきエリア等

●周知の埋蔵文化財包蔵地

●日本 100 名城

弘前城（弘前市）

根城（八戸市）

●続日本 100 名城

浪岡城（青森市）

●日本の歴史公園 100 選

青森県総合運動公園（遺跡区域）（青森市）

合浦公園（青森市）

弘前公園（鷹揚公園）（弘前市）

城山公園（三戸町）

●日本の名水 100 選

富田の清水（弘前市）

渾神の清水（平川市）

●残したい日本の音風景 100 選

八戸港・蕪島のウミネコ（八戸市）

小川原湖畔の野鳥（三沢市）

奥入瀬の溪流（十和田市）

ねぶた祭・ねぶたまつり（青森市・弘前市）

●快水浴場百選

白浜海水浴場（八戸市）

●水源の森百選

青垣の山（平内町）

町民の森（田子町）

●観光資源・観光地点

キャンプ場、長距離自然歩道など

●天文台

十和田市民文化センター（十和田市）

ロマントピア天文台・天文台「銀河」（弘前市）

●スカイスポーツ

ハンググライダー・パラグライダー（岩木山（津軽岩木スカイライン）エリア）（弘前市）

エ その他（世界文化遺産に関する遺産影響評価）

日本は、ユネスコ「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の締約国として、世界遺産の保護と保全を公約しており、世界遺産に影響が及ぶ可能性がある予定された行為を検討する前に、ユネスコ世界遺産センターに通知する義務を負うとされています。

この原則は、資産そのもの、その緩衝地帯又はより広範な周辺環境のいずれかを問わず、世界遺産の顕著な普遍的価値に影響が及ぶことが合理的に予想されるすべての予定された行為に適用されます。

このため、世界文化遺産の周辺地域に再生可能エネルギー発電施設を設置する場合は、特に世界文化遺産の景観などに影響が及ぶことが予想されることから、事前に各構成資産を管理する県及び市町村の世界文化遺産担当課に相談する必要があります。なお、影響が及ぶ場合には、事業者がユネスコ世界遺産センターに提出する遺産影響評価書の作成などを進める必要があります。

参考：世界遺産の文脈における影響評価のためのガイダンス及びツールキット

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai_isan/pdf/93881401_01.pdf

2 その他防災等に関する配慮事項等

(1) 防災関連情報

再生可能エネルギー発電施設の設置場所の検討に当たっては、防災上の観点から以下の区域を十分考慮する必要があります。事業の実施に当たり許認可等が必要となるときには、所管の機関等に対し、許認可等の取得について相談しながら設置計画を検討していきます。

- 保安林
- 砂防指定地
- 地すべり防止区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 山地災害危険地区（国有林）
- 山地災害危険地区（民有林）
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 宅地造成等工事規制区域
- 特定盛土等規制区域
- 浸水想定区域（洪水）
- 浸水想定区域（津波・高潮）
- 災害履歴図（土地履歴調査）
- 治水地形分類図（初版・更新版）
- 日常生活に用いられる道路からの離隔距離（風力発電施設）

(2) 土地利用の状況

事業を計画しようとする土地の利用状況（都市地域・農業地域など）を確認し、周辺の環境を踏まえた設置計画を検討してください。

特に、農業地域については、全国的な事例として、農地転用等の必要な許認可を受けずに再生可能エネルギー発電施設を設置するなど不適切な事例が確認されていることから、必要な許認可を失念しないように再生可能エネルギー発電施設の設置計画を検討してください。

●都市地域

一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域

●農業地域

農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域

(3) 防衛関連情報

「風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律（令和6年法律第39号）」が令和7年3月から施行され、指定区域内に陸上風力発電設備を設置する場合、電気事業法の工事計画届（環境アセスメントの評価書終了後のタイミング）から着工前までに、設備位置・風車高等の防衛大臣への届出が義務付けられました。

届出に対し、防衛大臣は防衛レーダーへの影響の有無を事業者へに通知し、影響がある場合、通知日から最長2年間、着工が禁止されることから、指定区域内で風力発電事業を計画する場合には、事前に防衛省へ相談してください。

●防衛・風力発電調整法に基づく指定区域（風力発電施設）

(4) 青森県地球温暖化対策推進計画 別冊「地域脱炭素化促進事業に係る促進区域の設定に関する県基準」で定める促進区域の設定に当たり考慮を要する環境配慮事項（表3抜粋）

再生可能エネルギー発電施設の設置計画の検討に当たっては、青森県地球温暖化対策推進計画 別冊「地域脱炭素化促進事業に係る促進区域の設定に関する県基準」で定める次の環境配慮事項も参考にしてください。

（青森県地球温暖化対策推進計画 別冊「地域脱炭素化促進事業に係る促進区域の設定に関する県基準」ホームページ）

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/energy/ondankakeikaku.html>

【表3】促進区域の設定に当たり考慮を要する環境配慮事項			
考慮を要する事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
<区分1> 自然・地域と再生可能エネルギーとの共生			
自然・地域との共生	・青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例が定めるゾーニング及び合意形成手続	・青森県 HP（青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例）	・条例が定めるゾーニング及び合意形成手続を適切に運用し、自然・地域と共生可能な区域設定とすること。
<区分2> 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持			
騒音による影響	・保全対象施設（学校、病院等）の分布状況 ・住宅の分布状況 ・騒音に係る環境基準 ・騒音規制法、青森県公害防止条例に基づく規制基準	・EADAS ・市町村、県担当課・教育委員会が示す情報を確認	・地域の環境、騒音に係る環境基準、騒音規制法、青森県公害防止条例に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。 ・パワーコンディショナの設置場所を調整して保全対象施設や住宅からの離隔距離を確保すること。 ・必要に応じてパワーコンディショナの周囲に囲いを設けること等の防音対策を講じること。 ・工事用資材等の搬出入や建設機械の稼働に係る影響について、回避又は低減する措置を講じること。

水の濁りによる影響	・河川等の公共用水域の水質、利用状況（取水施設等） ・水質汚濁に係る環境基準 ・水質汚濁防止法、青森県公害防止条例に基づく規制基準	・EADAS ・河川管理者、県担当課が示す情報を確認	・地域の環境、水質汚濁に係る環境基準、水質汚濁防止法、青森県公害防止条例に基づく規制基準等の情報を収集し、地域の環境保全について適正に配慮すること。 ・造成等の施工による一時的な影響を含め、事業の実施に伴い濁水が発生しないよう、適切な措置を講じること。
重要な地形及び地質への影響	・重要な地形、地質の分布	・EADAS ・県担当課が示す情報を確認	・注目すべき地形・地質が含まれる場合は、その周辺の環境保全も含め、改変を避けた区域設定とすること。
土地の安定性への影響	・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩落危険区域、土砂災害計画区域、土砂災害特別警戒区域	・重なるハザードマップサイト（国土地理院） ・青森県土砂災害警戒区域等マップ ・県担当課が示す情報を確認	・砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩落危険区域においては一定の行為制限があることから、検討段階の早期に該当の有無を確認すること。 ・土砂災害計画区域、土砂災害特別警戒区域の上流域等において事業区域を予定する場合は、土砂災害が助長・誘発されることがないよう適切な措置を講じること。
	・山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区）	・青森県山地災害危険地区位置情報 ・県担当課が示す情報を確認	・山地災害危険区域において事業区域を予定する場合には、現地状況を十分に勘案の上、施設の位置や規模を検討し、災害が助長・誘発されることがないよう適切な措置を講じること。
	・土地の災害履歴	・国土交通省土地保全図（災害履歴図） ・県担当課が示す情報を確認	・事業区域内及びその周辺において、降雨などによる地すべり、崩壊、土石流等の災害が過去にあった場合には、その土地の特性を十分に認識するとともに、土地の安定性について必要な調査を行い、事業実施に伴い再度災害を誘発させないよう適切な措置を講じること。
土地の安定性への影響	・河川区域 ・海岸区域	・河川管理者 ・海岸管理者	・河川や海岸の保全上の支障の有無について調査を行うとともに、管理者と事前に十分な協議・調整を行い、適切な措置を講じること。
	・宅地造成等工事規制区域 ・特定盛土等規制区域（宅地造成及び盛土等規制法） ※当該区域が指定されるまでは、旧法に基づく宅地造成工事規制区域	・県担当課に確認	・事業区域が規制区域に該当し、事業実施に伴い盛土、切土を伴う場合には、法令等で定められる基準を確実に遵守し、災害を防止するために必要な措置を講じること。
反射光による影響（太陽光発電施設のみ）	・保全対象施設（学校、病院等）の分布状況 ・住宅の分布状況	・EADAS ・市町村、県担当課・教育委員会が示す情報を確認	・保全対象施設や住宅に反射光が差し込まないよう、太陽光の反射を抑えた仕様のパネルの採用、アレイの配置や向きの調整、植栽等を施すなど、影響が回避又は軽減されるよう適切な措置を講じること。
風車の影による影響（風力発電施設のみ）	・保全対象施設（学校、病院等）の分布状況 ・住宅の分布状況	・EADAS ・市町村、県担当課・教育委員会が示す情報を確認	・保全対象施設や住宅に風車の影が長時間重ならないよう風車の配置を検討すること。

＜区分３＞生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全			
考慮を要する事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・鳥獣保護区（特別保護地区以外の区域）の該当の有無 ・風力発電に係るセンシティブティマップ ・重要野鳥生息地（IBA） ・生物多様性重要地域（KBA、KBA 保護区域） ・昆虫類の多様性保護のための重要地域 ・シギ・チドリ類モニタリングサイト 1000 ・中大型哺乳類分布状況 ・要注意鳥獣生息分布情報 ・コウモリ洞分布 ・コウモリ生息情報 ・コウモリ分布 ・イヌワシ・クマタカ生息分布 ・渡りをするタカ類集結地 ・ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地	・EADAS ・青森県鳥獣保護区等位置図 ・環境省レッドデータブック、レッドリスト ・青森県版レッドデータブック ・自然環境保全基礎調査結果（環境省） ・県担当課が示す情報を確認 ・専門家からの聞き取り	・種への影響を避けるため、必要な措置を講じること。 ・文献や専門家意見を参考に、希少な動物種や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないこと。
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・植生自然度図（特に自然度 9、10） ・絶滅危惧種（植物）の分布情報 ・特定植物群落 ・巨樹・巨木林	・EADAS ・自然環境保全基礎調査結果（環境省） ・環境省レッドデータブック、レッドリスト ・青森県版レッドデータブック ・県担当課が示す情報を確認 ・専門家からの聞き取り	・種への影響を避けるため、必要な措置を講じること。 ・文献や専門家意見を参考に、希少な動物種や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないこと。
地域を特徴づける生態系への影響	・重要湿地、重要里地里山 ・自然共生サイト	・EADAS ・環境省ホームページ（重要湿地、重要里地里山、自然共生サイト）	・生態系への影響を避けるため、必要な措置を講じること。 ・できる限り環境への影響の回避・低減を図ること。

＜区分４＞人と自然との豊かな触れ合いの確保			
考慮を要する事項	収集すべき情報	収集方法	適正な配慮のための考え方
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・景観形成重点地区 ・景観行政団体が指定する眺望点	・EADAS ・市町村、県担当課が示す情報を確認 ・地域の観光マップ等	・主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に影響を及ぼさないよう、十分配慮した区域設定とすること。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響	・国立公園・国定公園・県立自然公園の利用施設計画 ・長距離自然歩道 ・ジオパーク ・キャンプ場、公園、登山道、遊歩道、自転車道等の自然との触れ合いの活動の場 ・海水浴場・潮干狩り場 ・マリンスポーツ・レジャー ・藻場・干潟・サンゴ礁の保全活動組織 ・水産資源に関する情報を有する組織・機関	・市町村、県担当課が示す情報を確認 ・環境省 HP（長距離自然歩道） ・日本ジオパークネットワーク HP	・人と自然との触れ合いの活動の場が含まれる場合は、その改変面積をできるだけ小さくすること。また、人と自然との触れ合いの活動の場の利用に影響が想定される場合には、影響の大きい時期を避けて事業実施を行うよう配慮すること。
＜区分５＞その他県が必要と判断するもの			
その他県が必要と判断するもの	・ふるさとの森と川と海保全地域	・青森県 HP（ふるさとの森と川と海保全条例）	・自然環境が優れた状態を維持している森林、河川、海岸のうち、地域文化の状況などから特に重要な区域を保全地域として指定したものであり、指定の趣旨に十分配慮すること。
	・農地	・市町村農業委員会に確認 ・市町村・県担当課に確認	・農業委員会の意見を聴いた上で、農地転用許可担当課と十分調整すること。
	・防衛施設（風力発電設備のみ）	・防衛省に確認 ・防衛省 HP（風力発電設備が自衛隊・在日米軍の運用に及ぼす影響及び風力発電関係者の皆様へお願い）	・電波を発する装備品の運用や航空機の運航、各種訓練など自衛隊及び在日米軍の活動に大きな影響を及ぼす可能性があるため、検討の早期の段階から防衛省に相談・確認すること。
	・文化財（天然記念物、登録記念物、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化財（建造物）、県重宝（建造物）、指定相当の埋蔵文化財）	・青森県 HP（文化財一覧） ・文化庁 HP（文化庁指定相当の埋蔵文化財リスト登録遺跡一覧） ・県担当課に確認	・事業計画地周辺に文化財の指定地が存在する場合は、文化財の保存・活用に支障が生じることのないよう対策を講じること。

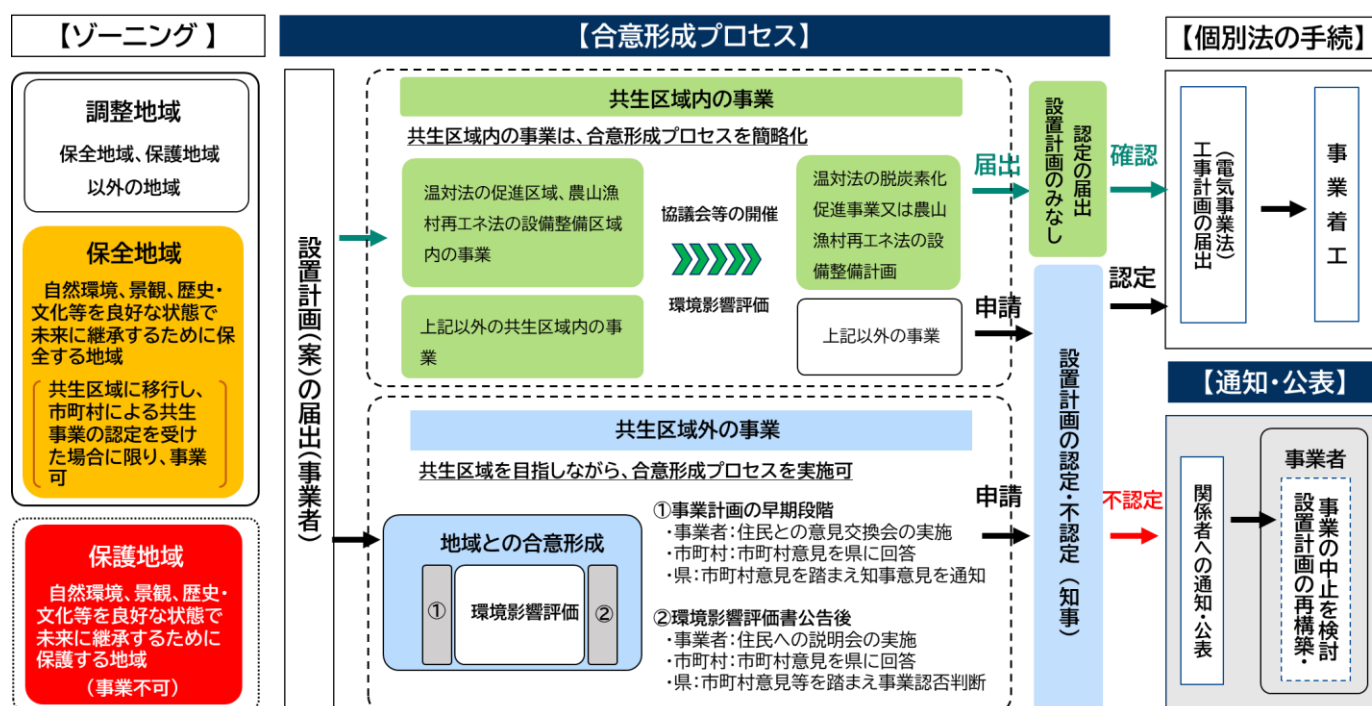
第5章 事業者による合意形成手続

再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するためには、再生可能エネルギー発電施設の設置場所の市町村や設置場所の周辺の地域住民等に対して、設置計画や地域貢献等の内容を丁寧に説明するとともに、地域の意見を踏まえて地域固有の保護・保全すべき自然環境、景観、歴史・文化等に配慮した設置計画を作成することにより、地域との合意を形成し、地域と共生した持続可能な再生可能エネルギー発電事業の実施を目指すことが重要です。

このため、共生条例で定める合意形成手続では、設置計画を立案する段階のできる限り早期から周辺地域の住民等と事業者が意見交換する機会を設け、地域のメリット・デメリットを明確にしながら地域の視点から守るべき自然環境、景観、歴史・文化等を互いに共有するとともに、再生可能エネルギー発電事業に対する周辺地域の住民等の理解を促進することとしています。

また、共生条例と併せて、環境影響評価法、青森県環境影響評価条例及び再エネ特措法等の制度を適切に運用することで、より円滑に合意形成を図ることができます。

合意形成手続の概要は、図6～10のとおりです。



※ 国が再生可能エネルギー発電施設の設置をする場合その他公益上のやむを得ないと認められる場合は、例外的に認定することがある。

図6 合意形成プロセスの概要

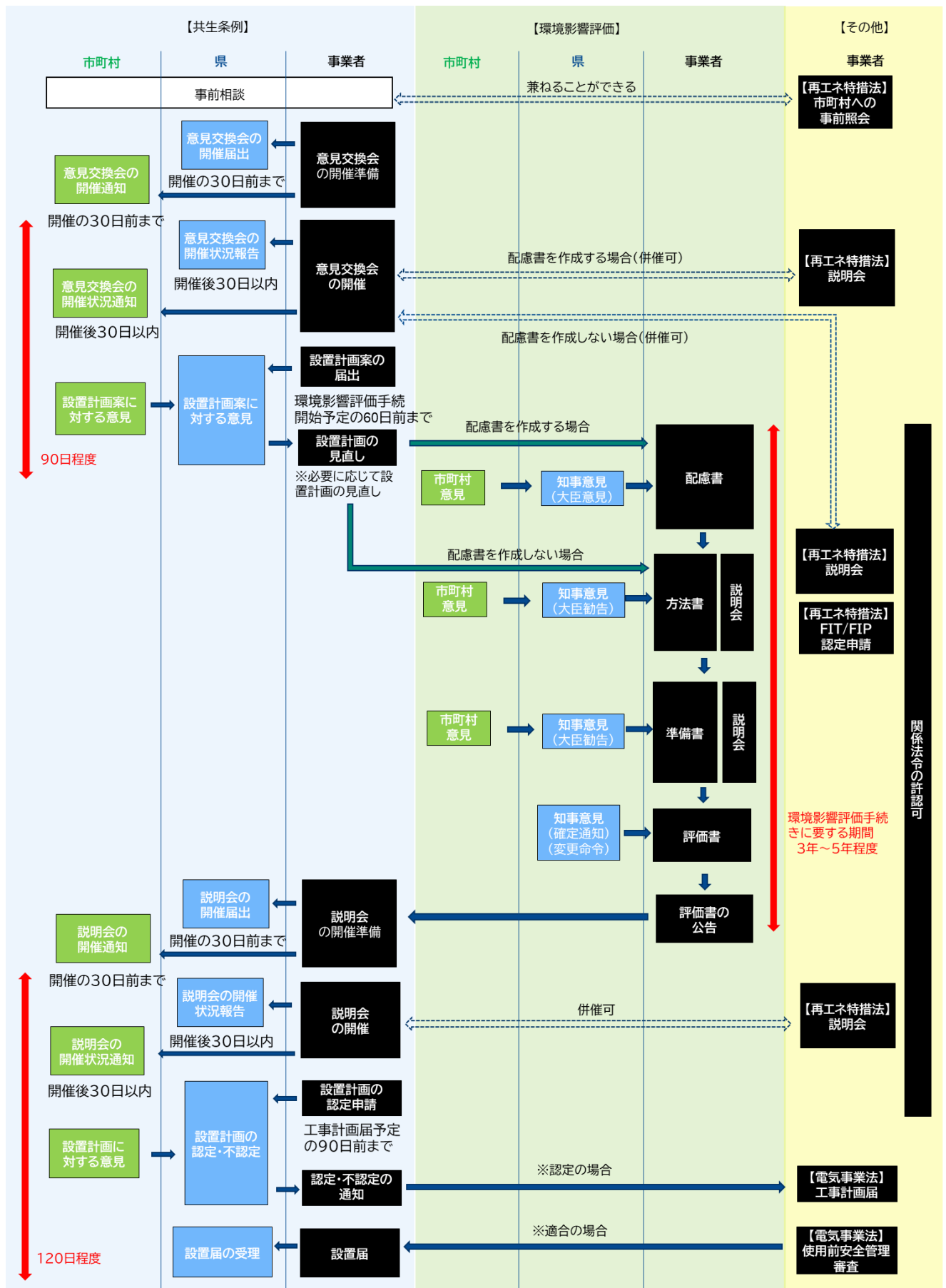


図7 環境影響評価対象事業の標準的な手続フロー

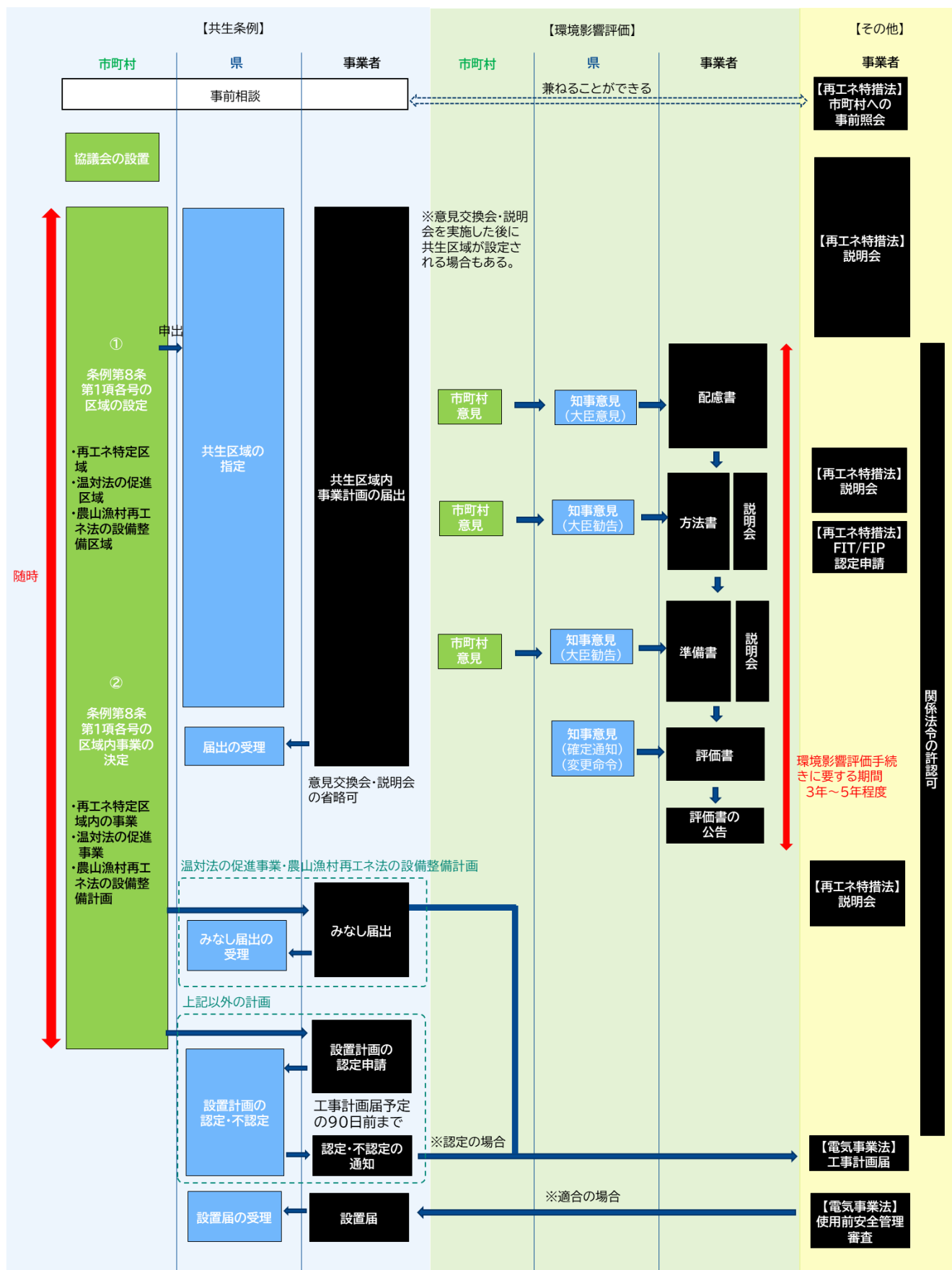


図8 環境影響評価対象事業（共生区域内で事業を実施するとき）の標準的な手続フロー

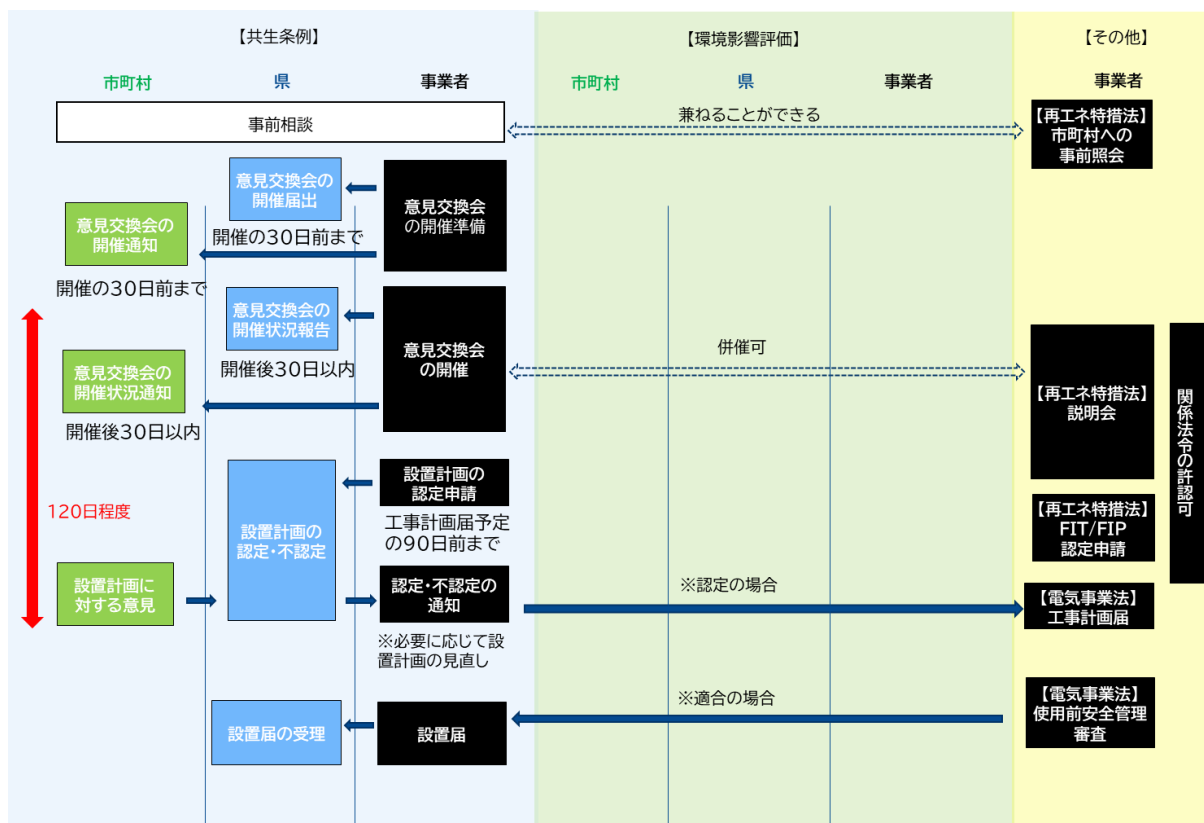


図9 環境影響評価対象外事業の標準的な手続フロー

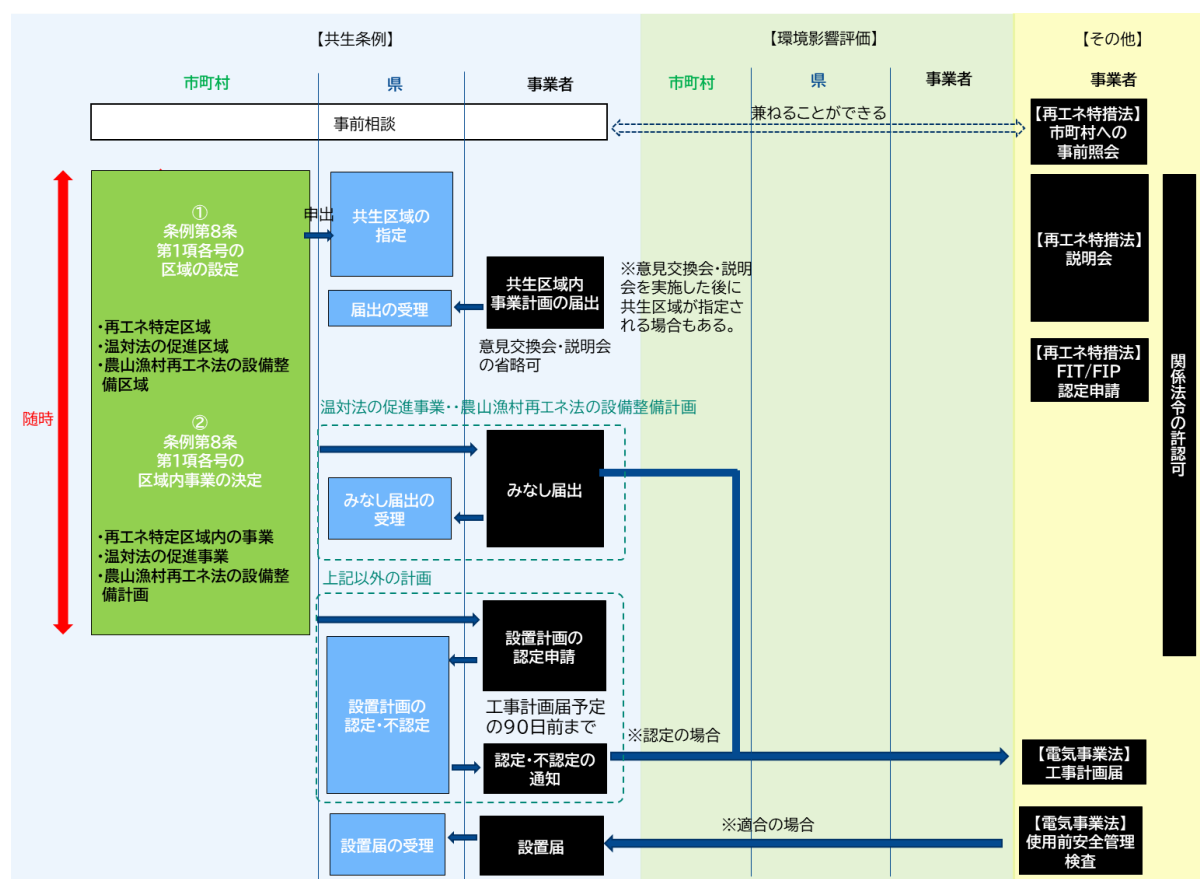


図10 環境影響評価対象外事業(共生区域内)の標準的な手続フロー

1 環境影響評価対象事業（環境影響評価手続前）

環境影響評価対象事業の合意形成フロー図は次のとおりです。

なお、共生条例の施行日（令和7年7月1日）前において、既に環境影響評価手続中の事業（配慮書の公表又は方法書の公告を行った事業）については、「2 環境影響評価対象事業（環境影響評価手続後）」から適用されます。

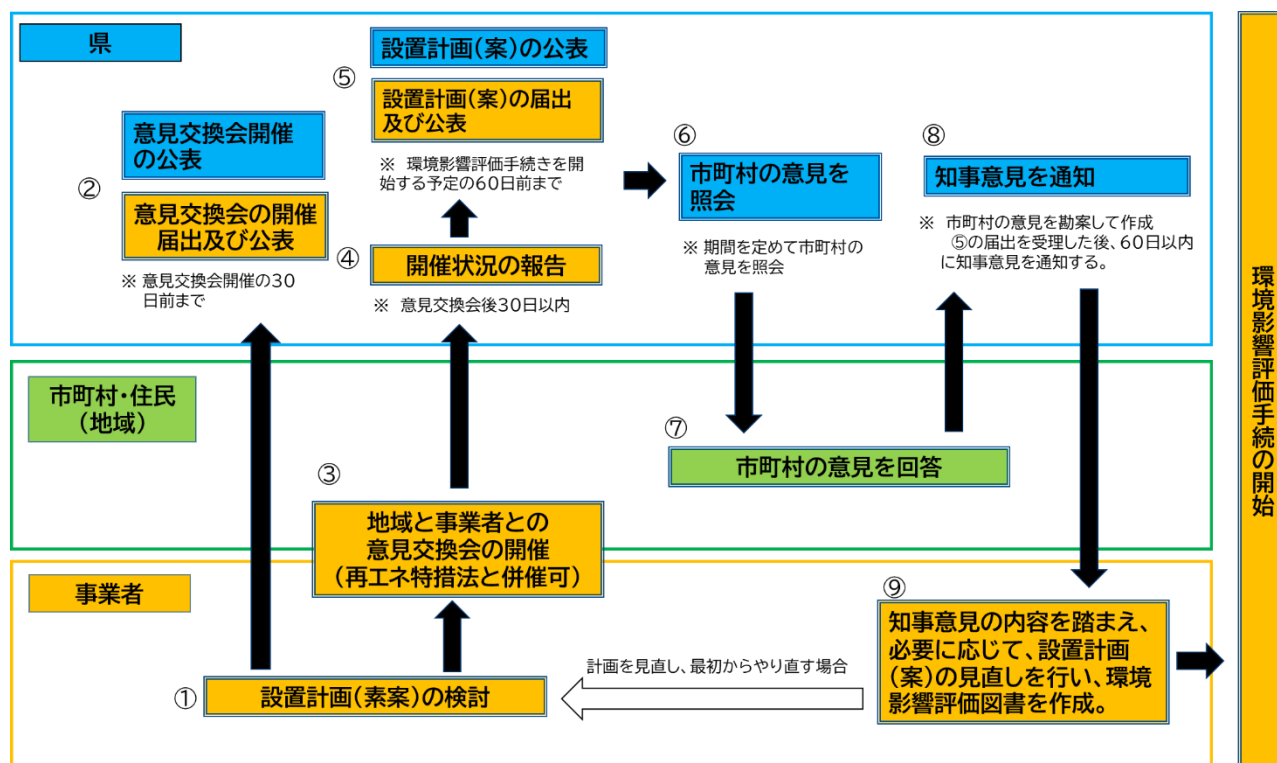


図11 環境影響評価手続前のフロー

(1) 設置計画（素案）の検討

事業者は、事業予定地域において適用される共生条例上の地域区分及び本ガイドラインで示している共生のために配慮すべき事項・エリア等について確認し、適切な対策が講じられる設置計画（素案）を作成することで、手戻りのリスクが軽減されます。

設置計画（素案）の作成に当たって、保護地域は、自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護すべき地域であることから、公益上やむを得ないなどの特別な理由がある場合を除き、再生可能エネルギー源を電気に変換する施設を設置することができません。

また、保全地域も、再生可能エネルギー発電施設の設置が当該地域に重大な影響を及ぼすことなく、自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全すべき地域であり、共生区域となる場合を除き、再生可能エネルギー源を電気に変換する施設を設置できないことから、できる限り保全地域を避けた設置計画（素案）を検討する必要があります。

なお、設置計画（素案）の作成に際しては、設置を予定している市町村に情報提供・事前相

談を行うよう努めてください。特に、設置計画（素案）に保全地域を含む場合には、設置場所の市町村及び必要に応じて周辺の市町村に事前相談し、設置場所が共生区域となることを念頭に設置計画（素案）を作成してください。

また、市町村への事前相談の際、様式第14号により事前に意見を聴くべき者等の情報提供を求め、市町村から情報提供があった場合には、あらかじめ事前に意見を聴くべき者の意見を聴取した上で設置計画を検討することが望まれます。

（２）意見交換会の開催

ア 意見交換会の目的

意見交換会は、設置計画を検討する早期の段階において、事業者と周辺地域の住民等との実効的なコミュニケーションを図ることを目的としています。このため、意見交換会の対象者は設置場所の周辺地域の住民等としています。

事業者においては、設置計画（素案）の段階から情報提供を十分かつ丁寧に行い、意見交換会を通じて周辺地域の住民等の声に耳を傾け、設置計画を検討していくことが、地域との合意形成を図る上で重要となります。このことにより、事業者にとっても、計画の質を向上し、手戻りのリスクを軽減できるなどの利点があります。

意見交換会において、地域固有の保護・保全すべき自然環境、景観、歴史・文化等、その他設置計画（素案）に対する意見があった場合、必要な知見や情報提供を収集しその後の環境影響評価手続等を通じてできる限り事業の影響を低減するための措置を検討するなど、誠実に対応していくことで、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生を図り、周辺地域の住民等との信頼関係の構築につなげていくことが望まれます。

また、必要に応じて、事業者は、自主的に複数回又は小規模の意見交換会を開催して周辺地域の住民等の声を更に聴くことも求められます。

なお、調整地域においても、地域固有の保護・保全すべき自然環境、景観、歴史・文化等が存在する可能性があることから、それらの情報を意見交換会で確認することが重要です。

イ 意見交換会の開催時期

意見交換会は、環境影響評価手続を開始する予定の遅くとも90日前までに開催してください。

ウ 意見交換会の開催場所・日時の設定

意見交換会の場所及び日時については、市町村と相談の上、周辺地域の住民等が集まりやすい場所（地域の公民館など）で実施してください。

市町村等から要望がある場合には、平日の昼間だけではなく、平日の夜間、土日の開催

も検討するとともに、再生可能エネルギー発電施設の設置場所が広範に及び、参加者が多数になることが想定される場合には、十分な機会を確保できるよう、必要に応じて複数の場所又は複数回での開催も検討してください。

また、周辺地域の住民等が、より小規模な意見交換を希望する場合には、共生条例の規定に基づき開催する意見交換会に加えて、別途、小規模単位の意見交換会等を任意で開催することも検討してください。

エ 意見交換会の開催の届出・公表

事業者は、意見交換会の開催を予定する日の30日前までに、様式第1号により県に対して届け出るとともに、再生可能エネルギー発電施設を設置しようとする場所の市町村にその写しを送付することにより通知してください。

また、意見交換会の開催予定の概要を事業者のホームページに掲載する、新聞に公告するなどの方法により公表してください。

オ 意見交換会の対象者（周辺地域の住民等）

（ア）再生可能エネルギー発電施設の設置の場所の敷地境界線からの水平距離が一定の範囲（1 km）内に居住する者※

※ 「居住する者」とは、民法第22条に規定する住所の概念、すなわち生活の本拠としている者をいいます。

<考え方>

再エネ特措法の改正を検討する際に行われた再エネ長期電源化・地域共生ワーキンググループにおいて、再エネ特措法に基づく意見交換会の範囲を議論した際、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象事業は、建設機械の稼働による影響評価の参考手法として、事業の影響を予測する範囲を事業実施区域から約1 kmの範囲内として設定したことを踏まえ、共生条例においても参考としています。

今後、再生可能エネルギー発電事業による直接的な影響を受けると予測される範囲が新たな知見によって示された場合には、対象とする範囲の見直しを検討します。

（イ）設置場所に隣接する土地及びその上にある建物を所有する者

<考え方>

再エネ特措法の改正を検討する際に行われた再エネ長期電源化・地域共生ワーキンググループでの議論において、再生可能エネルギー発電施設に隣接する土地/建物所有者については、再生可能エネルギー発電事業の実施により受ける影響が特に大きいとして説明会の対象に含めたことを踏まえ、共生条例においても参考としています。

(ウ) 設置場所の市町村に居住する者

<考え方>

健全で恵み豊かな地域の自然環境、景観、歴史・文化等は、設置場所の市町村に居住する者の共通財産であることを踏まえると、設置場所の市町村に居住する者に対して、事業に対する意見を述べる機会が確保されるべきであることから、「設置場所の市町村に居住する者」を意見交換会の対象としています。

(エ) その他

上記（ア）～（ウ）のほか、設置場所の市町村以外に居住する者であっても、設置場所周辺で事業を営む者や再生可能エネルギー発電事業により受ける影響が大きい者など、設置場所の市町村が周辺地域の住民等に加えることが適当であると判断し、あらかじめ事業者が情報を提供した者について、意見交換会の対象者とする考えられます。

また、事業者が、当該地域で研究活動を行う専門家や自然環境・景観・文化活動を行う団体等に関する情報を得た場合には、意見交換会に参加できる者とするのが望ましいものです。

なお、県又は市町村の担当者についても、意見交換会への出席を希望する場合は、その旨を事業者に伝えた上で、意見交換会を傍聴することができるものとします。

カ 対象者への周知方法等

(ア) 周知方法

周辺地域の住民等に対する意見交換会の開催に係る周知は、開催予定日の2週間前までに、次の i 及び ii の方法により行ってください。

- i 設置場所の敷地境界線からの水平距離が一定の範囲内に居住する者に対する周知（次のいずれかの方法）
 - ・ ポスティングによる書面配布（毎戸配布）
 - ・ 戸別訪問による書面配布（毎戸配布）
 - ・ 回覧板への掲載
 - ・ 関係自治体の公報又は広報紙（紙媒体のものに限る。）への掲載
- ii 設置場所に隣接する土地及びその上にある建物を所有する者、又は設置場所の市町村に居住する者に対する周知（次のいずれかの方法）
 - ・ 上記 i による方法

- ・ インターネットを利用してこれらの者の閲覧に供する方法
(事業者ホームページ等への掲載)

＜考え方＞

再生可能エネルギー発電施設の設置場所から一定の範囲内に居住する者については、確実に意見交換会の開催を周知する必要があるため、毎戸配布などの方法を規定しました。

設置場所に隣接する土地及びその上にある建物を所有する者については、土地や建物の所有者を特定し、個別に周知することが難しい場合があること、設置場所の市町村に居住する者については、対象範囲が広範となり、個別に周知することが難しい場合があることから、上記の方法に加え、インターネットを利用してこれらの者の閲覧に供する方法を追加しました。

なお、上記の方法によって周知を行うことを前提として、市町村の助言や事業者の工夫によりその他の方法で追加的に周知することは差し支えありません。

(イ) 周知内容

周辺地域の住民等には、次の事項を周知してください。

- ・ 再生可能エネルギー発電事業実施予定者の氏名（名称）及び連絡先
- ・ 意見交換会の開催日時及び開催場所
- ・ 再生可能エネルギー発電事業の名称（仮称も可）
- ・ 再生可能エネルギー源の種類、出力、設置予定場所、地域区分（再生可能エネルギー源を電気に変換する施設）
- ・ 再生可能エネルギー発電施設の設置に係る工事の開始の予定時期
- ・ 再生可能エネルギー発電施設の運転の開始の予定時期
- ・ 開催する意見交換会が共生条例に基づくものである旨
(再エネ特措法その他の説明会と兼ねる場合には、その旨)
- ・ 意見交換会の参加者に対する通知事項

(意見交換会出席時に持参すべき物、共生条例に基づき意見交換会において録音・録画を行うこと、開催案内に係る不明点についての問い合わせ先、意見交換会後2週間意見及び質問（以下「意見等」という。）を受け付けること等)

キ 意見交換会における説明事項

事業者が、次の事項について必要かつ適切な説明をしてください。

(ア) 再生可能エネルギー発電施設の設置の計画の概要

- ・ 再生可能エネルギー発電事業の概要

再生可能エネルギー発電事業の名称、再生可能エネルギー源の種類、出力、施設設置予定場所、地域区分（再生可能エネルギー源を電気に変換する施設）など

※ 設置する施設の種類（その附属施設を含む。）と数量などを含め、できる限り詳細を示すとともに、施設設置予定場所と地域区分（再生可能エネルギー源を電気に変換する施設）を確認できる図面を配付してください。

※ 施設設置予定場所が決まっていない場合には、再生可能エネルギー発電施設を設置する可能性のある範囲を示してください。

- ・ 再生可能エネルギー発電施設の設置に係る工事の開始の予定時期
- ・ 再生可能エネルギー発電施設の運転の開始の予定時期

<考え方>

周辺地域の住民等が、再生可能エネルギー発電事業に対する理解を深めることを目的とし、必要な事項の説明を求めるものです。

(イ) 再生可能エネルギー発電施設の設置に係る関係法令の規定の遵守に関する事項

- ・ 再生可能エネルギー発電施設の設置に係る関係法令の現状状況

関係法令の現状状況については、再生可能エネルギー発電施設の設置に係る関係法令の内容とともに、その手続の進捗状況及び許認可等の取得状況を説明してください。

なお、これから手続を実施するものについては、関係法令の内容とともに、そのスケジュール（予定）を説明することで差し支えありません。

- ・ 法令遵守のために必要な実施体制

「法令遵守のための実施体制」については、法令遵守のために必要な計画の策定及びその実施のための人員配置・体制構築等について説明してください。

<考え方>

再生可能エネルギー発電施設の設置に関して、安全面、防災面等に対する地域の懸念が高まっています。こうした地域の懸念に対して、関係法令の手続を適切に行い、安全面、防災面等の確認（許認可等）を受けている（又は受ける予定）であることの情報を提供し、地域の懸念を取り除くことを目的としています。

(ウ) 再生可能エネルギー発電施設の設置をする場所についての所有権その他の使用の権原の取得に関する事項

土地の所有権等に関する情報が明確であることは、再生可能エネルギー発電事業のリスク管理及び予測可能性を高めるものであり、周辺地域の住民等に対して事業の信頼性を示す重要な要素となります。

また、その土地に関して、現在進行中の紛争や未解決の権利問題がないかどうかも地域との合意形成に含まれる要素の一つとなります。

このため、土地所有者等のプライバシーの保護等の観点を踏まえ、土地に係る登記や使用権原に係る契約書そのものを示す必要はありませんが、土地の所有権に関して交渉中であることや今後の取得の見込みを可能な範囲において説明するようにしてください。

<考え方>

所有権その他の使用の権原の取得は、再生可能エネルギー発電事業の将来的なトラブルを未然に防ぐためにも重要です。特に、土地所有者に対しては、あらかじめ設置計画を説明し、土地所有者の了承を得ることなく、設置計画を公表することのないよう注意する必要があります。

また、意見交換会の段階では、まだ所有権その他の使用の権原を取得していないことが想定されることから、土地所有者等のプライバシー（秘密にしたい情報など）へ配慮しながら、今後の取得の見込みについて可能な範囲での説明を求めました。

(エ) 再生可能エネルギー発電施設の設置のための工事の概要

上記（ア）で説明する、工事の開始の予定時期及び運転の開始の予定時期を含めて、予定する工事の内容、スケジュールなどを可能な範囲で説明してください。

工事内容は、車両通行による騒音や振動、通学路での通行、工事中の災害発生時の対応など、通常、事業者が周辺の地域住民等に配慮している事項も合わせて説明するようにしてください。

スケジュールは、できる限り「未定」としないようにし、他の事業におけるスケジュールなどを参考にして、おおよその時期を示すようにしてください。

<考え方>

意見交換会の段階では、予定する工事の内容、スケジュールなどに未確定な部分が多いことから、可能な範囲で設置計画の概要に関する説明を求めるものとなりました。

(オ) 事業者の関係者に関する事項

- ・ 個人の場合は氏名、法人の場合は名称
- ・ 主たる事務所及び事業を担当する事務所の所在地
- ・ 法人の場合は、法人の概要（代表者の氏名、会社概要、主な出資者※など）

※ 主な出資者とは、以下の者をいいます。

- ・ 事業者の社員（持分会社の場合）
- ・ 事業者に対する議決権を保有する株主のうち、上位5位までの者（株式会社の場合）
- ・ 事業者に対する全ての匿名組合出資のうち、上位5位までの出資持分を保有する者
- ・ 上記の者の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社をいう。）

<考え方>

事業者の会社概要や主な出資者に関する情報は、再生可能エネルギー発電事業の実現可能性や持続可能性を評価するための重要な資料となります。特に、大規模な再生可能エネルギー発電事業の場合、資金面や技術面での裏付けが必要であり、会社概要や主な出資者などを確認することで、事業者の信頼性及び信用度を評価することができます。

(カ) 再生可能エネルギー発電施設の設置が地域の自然環境、景観、歴史・文化等に対して及ぼし得る影響及びその予防措置の内容

i 安全面の影響及び予防措置

太陽光発電施設以外の電源も含め、安全面の影響及び予防措置として、「太陽光発電設備の開発許可等の基準や運用の考え方について」（2023年5月25日 関係省庁申合せ。）に準拠する形で説明してください。

- ・ 斜面への設置
- ・ 盛土・切土
- ・ 地盤強度
- ・ 排水対策
- ・ 法面保護・斜面崩落防止策
- ・ 防災施設の先行設置
- ・ 設備設計
- ・ 施行後の管理の継続性
- ・ 事業終了後の措置 など

ii 景観面の影響及び予防措置

発電事業が景観面へ与え得る影響について、周辺の主要な眺望点からの景観に影響を与える客観的要素に言及しながら、具体的に説明してください。

その際、イメージ図（例：フォトモンタージュ法）等を用いながら分かりやすく説明することが望まれます。

a 景観面への影響

景観に影響を与える客観的要素としては、例えば以下の要素が挙げられます。

- ・ 再生可能エネルギー発電施設の高さ（風力発電施設）
- ・ 再生可能エネルギー発電施設の面積（太陽光発電施設）
- ・ 敷地境界から再生可能エネルギー発電施設までの距離
- ・ 山頂、尾根線、丘陵地稜線、高台、傾斜地への設置の該非

b 適切な予防措置

- ・ 上記aの説明を前提に、当該影響をできる限り回避又は低減するため、講ずる予定の適切な予防措置について説明してください。

iii 自然環境・生活環境面の影響及び予防措置としての説明事項

- ・ 騒音・振動
- ・ 水の汚れ／濁り
- ・ 反射光
- ・ 雑草の繁茂 【太陽光のみ】
- ・ 風車の影による日照阻害 【風力発電のみ】
- ・ 自然環境、歴史・文化等に対する予防措置
（予防措置を検討すべき自然環境、歴史・文化等がある場合に限る。）

iv 発電施設の維持管理の方法

- ・ 点検の項目及び頻度
- ・ 保守点検の体制（責任者及び点検予定事業者等）
- ・ 事故・災害等の緊急時の連絡先及び周辺地域の住民等に対する連絡体制
- ・ 事業期間中における周辺地域の住民等に対する定期的な状況報告

<考え方>

周辺地域の住民等から設置計画に対する理解を得ていくためには、再生可能エネ

ルギー発電事業が地域の自然環境、景観、歴史・文化等に対して及ぼし得る影響を的確に説明するとともに、影響が想定される場合には、その予防措置の内容を説明することが必要です。

(キ) 再生可能エネルギー発電施設の設置に伴い生じ得る廃棄物の撤去その他の処理に関する事項

次の事項について説明してください。

- ・ （太陽光発電事業の場合）太陽光パネルのメーカー名、製造期間及び鉛・カドミウム・ヒ素・セレンの4物質の含有情報
- ・ 設置及び解体工事に伴って発生する産業廃棄物の種類（汚泥、がれき類（コンクリートがら等）、その他木くず等）及び残土の種類（掘削残土・浚渫残土等）ごとの排出見込量
- ・ 設置及び解体工事に伴って発生する産業廃棄物及び残土の処理方法
- ・ 再生可能エネルギー発電施設の解体等に要する費用の見込み額
- ・ 解体等に要する費用を確保するための積立金の予定額
- ・ 積立金の額が、解体等に要する費用を下回る場合、不足額の充当方法
- ・ 解体等に要する費用の積立開始予定時期及び終了予定時期
- ・ 土地開発に係る許認可等に基づき、発電事業終了後の土地の原状回復義務を負う場合にあっては、その内容

<考え方>

産業廃棄物及び残土については、適正な処理が求められることから、再生可能エネルギー発電施設の設置及び解体工事に伴って発生する産業廃棄物及び残土を処理するための計画について説明してください。

なお、意見交換会の段階では、予定する設置工事の内容などに未確定な部分が多いことから、他事業の実績等を参考に適正な処理が見込めることを説明しても差し支えありません。

また、周辺地域の住民等においては、事業終了後に再生可能エネルギー発電施設が放置されることが一つの懸念事項となることから、解体等に要する費用の積み立て等を行い、発電事業終了後に適切に撤去することを説明してください。

(ク) 地域との共生に向けた事業者の取組

周辺地域の住民等が事業者による地域との共生のための取組（地域貢献等）の内容を知ることが、地域の再生可能エネルギー源を利用した事業が地域社会の発展に寄与する

ことを理解するために重要です。

このため、事業者は、どのように地域との共生を図っていくのか、想定される地域貢献等の内容をあらかじめ市町村と相談の上、可能な範囲において具体的に説明するとともに、意見交換会において地域のニーズを聞き取り、それを踏まえながら、引き続き、市町村と相談しながら、地域貢献等の内容を検討していくことが望まれます。

ク 意見交換会の運営

(ア) 再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする事業者自身の出席及び説明

事業者が個人の場合は当該個人が出席し、説明してください。事業者が法人の場合は、法人の代表者や職員等のうち十分かつ適切な説明をすることができる者が出席し、説明してください。ただし、再生可能エネルギー発電事業を委託事業者に委託する場合は、意見交換会において十分かつ適切な説明を実施するために、専門的・技術的知見を有する委託事業者等が同席し、補足的に説明することは認められます。この場合であっても、説明の責任主体は事業者自身となります。

(イ) 意見等に回答するための質疑応答の機会の確保及び当該意見等への誠実な対応

事業者は、時間切れで質問を遮ることのないよう、質疑応答の時間を十分確保した上で参加者と意見交換し、質疑応答に当たって、参加者からの意見等に適切に配慮し、誠実に対応※してください。

また、意見交換会については、途中参加又は途中退出を可能とし、周辺地域の住民等に対して、正当な理由なく、参加を拒否したり、参加を断念させるような行為は避けるとともに、事業者と周辺地域の住民等が意見を交換する場所であるため、事業者及び参加者は、円滑な意見交換を妨げるような行為を避けてください。

※ 「誠実に対応」とは、次のような対応をいいます。

- ・ 事業者と周辺の地域住民等が十分な意見交換をするための時間を確保し、十分な意見交換ができなかった場合には、再度、意見交換会を行うこと
- ・ 自然環境、景観、歴史・文化等に対する悪影響等も含め、事実に基づき正確に説明すること
- ・ 客観的にかつ具体的に回答すること
- ・ 回答の理由や背景についても言及すること
- ・ 個人情報・プライバシー・権利等を侵害しない範囲で、最大限可能な回答をすること。回答を差し控える場合は、その理由を説明すること。

(ウ) 地域の守るべき自然環境、景観、歴史・文化等に関する情報収集

再生可能エネルギー事業の実施にあたり、地域の特徴・特色に関する情報を収集することが重要であり、設置計画を検討する際にそれらに配慮していくことで、地域との円滑な合意形成に加え、再生可能エネルギーとの共生につながります。

事業者は、意見交換会の機会を通じて、地域の特徴・特色に関する情報を収集するよう努めてください。

<地域の特徴・特色の例>

- ・ 地域の優れた自然環境
(地域の里地里山など)
- ・ 地域の象徴的な景観資源
(地域のシンボルとなる山、河川、建造物など)
- ・ 地域の歴史・文化
(地域の社会形成等の変遷や発展に関連する価値観、地域の習慣や生活様式(宗教・文化的行事等)など)
- ・ 地域の経済活動
(地域の主要産業・地域特産品など)

ケ 意見交換会の記録

意見交換会の議事全体について、録音(音声の記録)及び録画(会場内全景映像の記録)を同時に行う方法により、記録媒体に記録してください。

意見交換会の録音・録画に関しては、開催に係る周知において事前に明示するとともに、意見交換会の冒頭でも再度説明してください。また、意見交換会の記録に当たっては、参加者のプライバシーを保護するため、以下の点に留意してください。

- ・ 参加者の背面から、説明者の正面が映る角度で録画すること
- ・ 録音・録画したものはインターネット等で公開しないこと

事後的に客観的な検証が必要となった場合には、県が意見交換会の記録媒体の提出を求める場合があります。また、意見交換会の記録媒体については、設置計画の認定申請を行う際、環境影響評価対象外事業では、県に提出する書類の一つとします。このため、事業者においては、設置計画の認定申請を行うまでの間、記録媒体を適切に保管してください。

なお、万が一、録音・録画を忘れたり、記録を消失した場合には、速やかに県に報告してください。後日、意見交換会時における事業者と周辺地域の住民等の主張が異なるなど、意見交換会時の状況を客観的な検証ができない場合には、再度、意見交換会の開催を求める場合があります。

コ 意見交換会開催後の意見等受付

意見交換会に参加できなかった周辺地域の住民等のため、意見交換会の開催後に意見等の提出先を定めて、2週間の期間において意見等を受け付け、当該意見等に対して誠実に回答してください。

また、2週間を経過した後も周辺地域の住民等から意見等があった場合には、誠実に対応するなど、意見交換会を開催した後も引き続き、周辺地域の住民等との信頼関係の構築に努めるようにしてください。

<考え方>

意見交換会に参加できなかった周辺地域の住民等や当日の説明を聞いた後に考えて意見等を述べたい参加者のため、意見交換会の開催後に意見等の提出先を定めて、2週間の期間において意見等を受け付けた上で、当該意見等に対しても誠実に回答することを義務付けました。

サ 意見交換会の開催状況の報告

事業者は、意見交換会での意見を取りまとめ、意見交換会終了後（共生条例に基づく意見交換会を複数回実施した場合には、その都度）、30日以内に、様式第2号により県に開催状況を報告するとともに、再生可能エネルギー発電施設の設置が予定されている市町村にその写しを送付することにより通知してください。

（3）再生可能エネルギー発電施設設置計画案の届出・公表

事業者は、意見交換会での意見を踏まえ、設置計画（案）を作成し、環境影響評価手続を開始する予定の60日前までに、様式第3号により県に対して届け出るとともに、再生可能エネルギー発電施設の設置が予定されている市町村にその写しを送付することにより通知してください。

また、再生可能エネルギー発電施設設置計画案の概要を事業者のホームページに掲載するなどの方法により公表してください。

（4）事業者に対する知事意見の通知

県は、設置計画（案）の届出を受理した場合、市町村に対して当該計画（案）に対する意見を照会します。県は、市町村の意見の内容等を勘案した上で、設置計画（案）の届出を受理した日から起算して60日以内に事業者に対して知事の意見を通知します。

なお、設置計画（案）については、まだ設置計画の熟度が低い段階であることから、設置計画（案）に対する知事の認定・不認定の判断は行わず、事業者が事業を進めるにあたって留意すべき事項等を知事意見として通知します。

事業者は、知事意見の内容を踏まえ、設置計画（案）を再度検討し、必要に応じて設置計画（案）を修正してください。

表１ 意見交換会のタイムライン

手続	手続を行う時期等
1 意見交換会開催の届出	意見交換会を開催する ３０日前まで
2 意見交換会開催の周知	意見交換会を開催する ２週間前まで
3 意見交換会の開催	環境影響評価手続を開始する予定の９０日前まで
4 意見交換会後の意見等受付	意見交換会の開催後 ２週間
5 意見交換会の開催状況の報告	意見交換会の開催後 ３０日以内

表２ 設置計画（案）の届出～環境影響評価手続開始までのタイムライン

手続	手続を行う時期等
1 設置計画（案）の届出	環境影響評価手続を開始する予定の６０日前まで
2 知事意見の通知	県は、設置計画案の届出を受けてから６０日以内に事業者に対して知事意見を通知
3 環境影響評価手続の開始	知事意見を受理後、環境影響評価手続を開始 ※ 知事意見は、環境影響評価手続の開始の可否を判断するものではない。

2 環境影響評価対象事業（環境影響評価手続後）

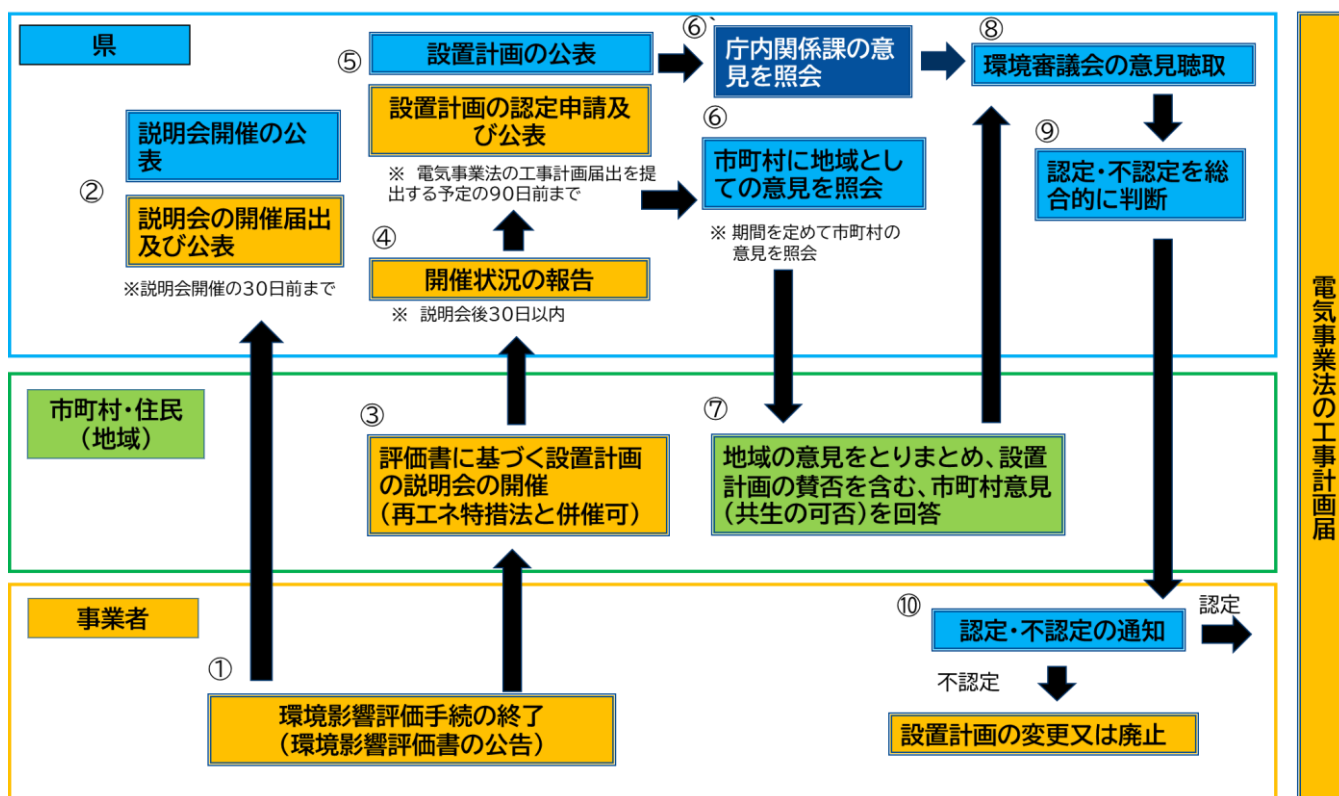


図12 環境影響評価手続後のフロー

(1) 説明会の開催

ア 説明会の目的

説明会は、共生条例に基づく意見交換会を実施し、さらに環境影響評価手続の各段階でも住民等の意見を聴きながら設置計画を検討してきた経緯を踏まえ、事業者が周辺地域の住民等の意見に対して、どのように配慮し、最終的な設置計画を決定したのか等について、周辺地域の住民等に説明することを目的としています。

事業者は、事業の実施による環境影響予測・評価の結果や関係法令の遵守状況等を説明することで、周辺地域の住民等の事業に対する理解の促進を図ります。

イ 説明会の開催時期

説明会は、電気事業法の工事計画届を提出する予定の遅くとも120日前までに開催してください。

ウ 説明会の開催場所・日時の設定

意見交換会と同様、説明会の場所及び日時については、市町村等と相談の上、周辺地域の住民等が集まりやすい場所（地域の公民館など）及び日時で実施するなど、開催方

法を工夫してください。

エ 説明会の開催の届出・公表

事業者は、説明会の開催を予定する日の30日前までに、様式第4号により県に対して届け出るとともに、再生可能エネルギー発電施設を設置しようとする場所の市町村にその写しを送付することにより通知してください。

また、説明会の開催予定の概要を事業者のホームページに掲載する、新聞に公告するなどの方法により公表してください。

オ 説明会の対象者（周辺地域の住民等）

意見交換会と同様の対象範囲としてください。

なお、県及び市町村の担当者についても、説明会への出席を希望する場合は、その旨を事業者に伝えた上で、説明会を傍聴することができるものとします。

カ 対象者への周知方法等

（ア）周知方法

周辺地域の住民等に対する説明会の開催に係る周知は、開催予定日の2週間前までに、意見交換会と同じ方法により行ってください。

（イ）周知内容

周辺地域の住民等には、意見交換会と同じ事項を周知してください。

キ 説明会における説明事項

事業による定性的・定量的な環境影響の予測・評価等の結果を交えながら、意見交換会と同様の事項を説明してください。

特に、地域の経済及び社会の持続的発展に資する事業者の取組内容について丁寧に説明し、周辺の地域住民等における再生可能エネルギーの社会的受容性の向上を図るよう努めてください。

ク 説明会の運営

意見交換会と同様、次により運営してください。

- ・ 説明会には再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする事業者自身が出席し、説明事項について説明すること（意見交換会と同様、専門的・技術的知見を有する委託事業者等が同席し、補足的に説明することは認められる）

- ・ 意見及び質問に回答するための質疑応答の機会を確保し、事業者自身が意見等に誠実に対応すること

ケ 説明会の記録

意見交換会と同様に、説明会の議事全体について、録音（音声の記録）及び録画（会場全景映像の記録）を同時に行う方法により、記録媒体に記録してください。

説明会の録音・録画に関しては、開催案内に係る周知において事前に明示するとともに、説明会の冒頭において再度説明してください。また、説明会の記録に当たっては、参加者のプライバシーを保護するため、以下の点に留意してください。

- ・ 参加者の背面から、説明者の正面が映る角度で録画すること
- ・ 録音・録画したものはインターネット等で公開しないこと

事後的に客観的な検証が必要となった場合に備え、説明会の記録媒体については、設置計画の認定申請を行う際に提出する書類の一つとなることから、事業者においては、設置計画の認定申請を行うまでの間、記録媒体を適切に保管してください。

なお、万が一、録音・録画を忘れたり、記録を消失した場合には、速やかに、県に報告してください。後日、説明会時における事業者と周辺地域の住民等の主張が異なるなど、説明会時の状況を客観的に検証ができない場合には、再度、説明会の開催を求める場合があります。

コ 説明会開催後の意見等受付

意見交換会と同様に、説明会に参加できなかった周辺地域の住民等のため、説明会の開催後に意見等の提出先を定めて、2週間の期間において意見等を受け付けた上で、当該意見等に対しても誠実に回答してください。

また、2週間の期間が経過した後も周辺地域の住民等から意見等があった場合には、誠実に対応するなど、説明会を開催した後も引き続き、周辺地域の住民等との信頼関係の構築・維持に努めるようにしてください。

サ 説明会の開催状況の報告

事業者は、説明会での意見を取りまとめ、説明会終了後（複数回説明会を実施した場合には、その都度）、30日以内に、様式第5号により県に開催状況を報告するとともに、再生可能エネルギー発電施設を設置しようとする場所の市町村にその写しを送付することにより通知してください。

(2) 再生可能エネルギー発電施設設置計画の認定申請

事業者は、説明会を開催した後、設置計画の認定を受けようとする場合、電気事業法の工事計画届の提出を予定する日の90日前までに、様式第8号により県に対して設置計画の認定を申請してください。

(3) 設置計画の公表

事業者は、設置計画の認定を申請したときは、設置計画を事業者のホームページに掲載する等の方法により公表してください。なお、再生可能エネルギー発電施設設置後も設置計画の概要は公表を続けることが望ましいものです。

(4) 設置計画の認定・不認定の通知

県は、設置場所の市町村に対して地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電施設との共生を図る見地からの意見を求めるとともに、青森県環境審議会から意見聴取した上で、下記の認定基準に基づき、認定申請を受けてから90日以内に設置計画の認定・不認定の判断を行い、その結果を事業者に通知します。

また、認定・不認定の結果については、その理由も含めて県のホームページで公表します。

なお、認定申請を受けてから設置計画の認定・不認定の判断を行うまでの期間である「90日間」とは、想定される事務処理期間の目安を示したものです。

不備の訂正や追加資料の作成等があったときなど、認定申請の内容によっては、90日以上以上の期間を要する場合がありますので、認定申請に当たってはスケジュールに十分な余裕を持って申請するようにしてください。

事務処理期間については、不認定の判断に係る事務処理実績を踏まえ、今後、見直すことがあります。

<認定の基準>

申請のあった設置計画が、次のいずれにも適合するものであると認めるときに、その認定をします。

- ① 再生可能エネルギー発電施設（再生可能エネルギー源を電気に変換する施設に限る。）が、調整地域又は共生区域内にあること。
- ② 設置計画の内容が、地域の自然環境、景観、歴史・文化等及び地域社会との共生が図られるものであること。
- ③ 設置計画が確実に実施されると見込まれること。
- ④ 申請者が共生条例に違反していないこと。

※ 上記の認定基準にかかわらず、国が再生可能エネルギー発電施設の設置をする場合
その他の公益上やむを得ないと認められる場合、知事は、保護地域又は保全地域を含む
設置計画について、認定をすることができます。

(5) その他の留意事項

- ・ 関係法令の許認可等については、その許認可等を得ることで、関係法令を遵守している事業であることが明確となり、周辺地域の住民等の懸念等の解消にもつながることから、事業者は、適切な段階で順次取得し、必要な情報を提供していくことが望ましいものです。

- ・ 事業者は、必要な情報を得て、十分な時間をかけて市町村及び周辺地域の住民等と適切なコミュニケーションを図るとともに、誠実に対応することが求められます。特に、周辺地域の住民等から反対の声が確認されている設置計画については、その反対の理由をしっかりと確認してください。

また、市町村及び周辺の地域住民等が総じて反対し、合意形成が図られる見込みがない設置計画については、設置計画の中止も含めた見直しを検討してください。

- ・ 周辺地域の住民等は、地球温暖化の進行等により、生態系の変化や自然環境が失われてきている中で、再生可能エネルギーの導入は、地球温暖化問題を解決するために有効な手段の一つであり、加えて、我が国のエネルギー安定供給を図るために必要な方策である一方で、再生可能エネルギー発電施設の設置が自然環境、景観、歴史・文化等に影響を与える場合があることについて十分に理解した上で、積極的に意見交換会や説明会に参加する姿勢が望まれます。

また、再生可能エネルギー発電施設の設置を賛成か反対だけで判断するのではなく、地域として守るべき自然環境等を保全した上で、地域と共生し、地域の持続的発展につなげていくための方策等について、事業者とともに検討していく姿勢が望ましいものです。

表3 説明会のタイムライン

手続	手続を行う時期等
1 説明会開催の届出	環境影響評価書の公告後 説明会を開催する 30日前まで
2 説明会開催の周知	説明会を開催する 2週間前まで
3 説明会の開催	電気事業法の工事計画届を提出する予定の120日前まで
4 説明会後の意見等受付	説明会の開催後 2週間
5 説明会開催状況の報告	説明会の開催後 30日以内

表4 設置計画の認定申請～工事着手までのタイムライン

手続	手続を行う時期等
1 設置計画の認定申請	工事着手前までに知事の認定を受けることが必要であることを踏まえた適切な時期 ※ 電気事業法の工事計画届出を提出する予定の90日前まで
2 認定・不認定の通知	県は、設置計画の認定申請を受けてから90日以内に事業者に対して認定・不認定を通知
3 工事の着手	事業者は、知事の認定通知を受けた後、再生可能エネルギー発電施設の設置工事に着手することができる。

3 環境影響評価対象外事業

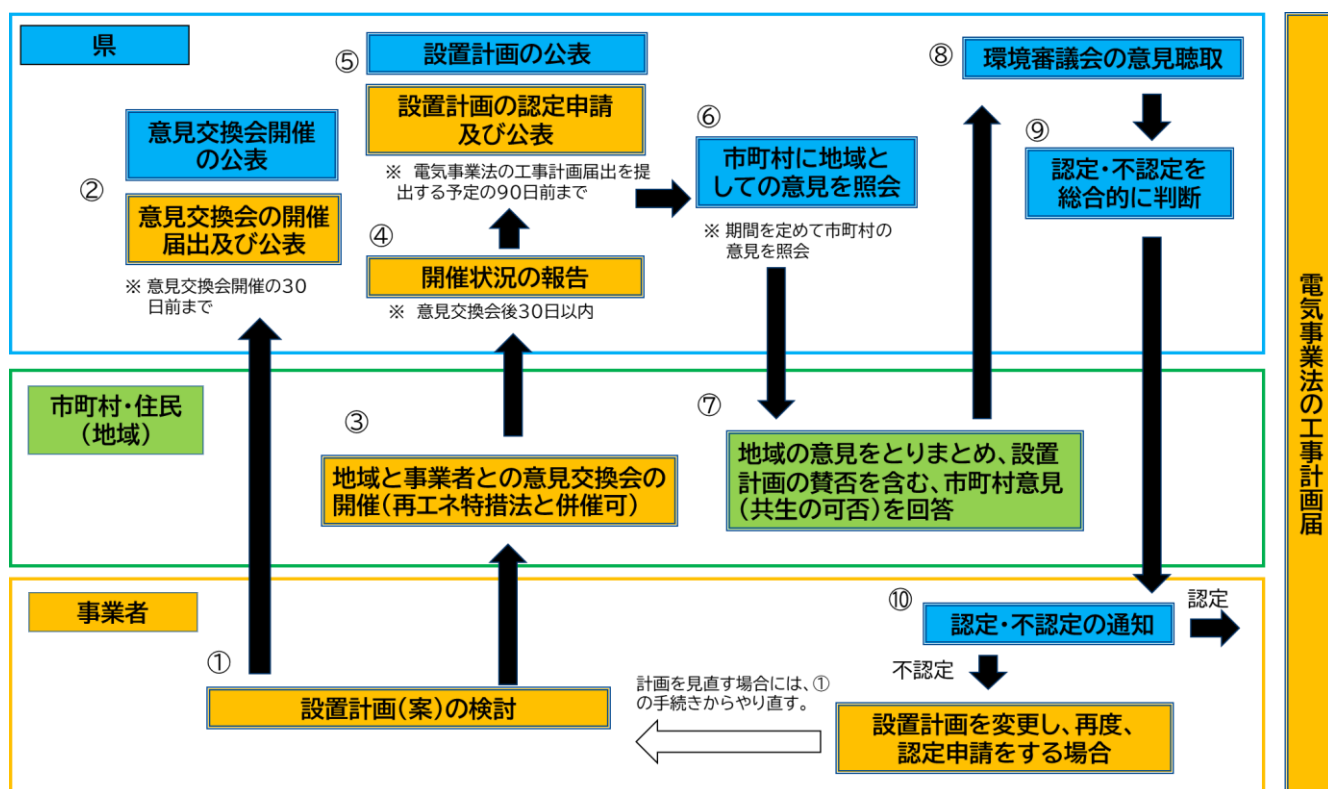


図13 環境影響評価対象外事業のフロー

(1) 設置計画(案)の検討

設置計画(案)の検討については、環境影響評価対象事業(環境影響評価手続前)の設置計画(素案)の検討と同様です。

(2) 意見交換会の開催

ア 意見交換会の目的

意見交換会の目的については、環境影響評価対象事業(環境影響評価手続前)と同様です。

イ 意見交換会の開催時期

意見交換会は、事後に行う開催状況の報告及び設置計画の認定申請の手続に必要なとなる期間を踏まえ、電気事業法の工事計画届を提出する予定の遅くとも120日前までに意見交換会を開催してください。

ウ 意見交換会の開催場所・日時の設定

意見交換会の場所・日時の考え方は、環境影響評価対象事業（環境影響評価手続前）と同様です。

エ 意見交換会の開催の届出・公表

意見交換会の開催の届出・公表については、環境影響評価対象事業（環境影響評価手続前）と同様です。

オ 意見交換会の対象者（周辺地域の住民等）

（ア）再生可能エネルギー発電施設の設置の場所の敷地境界線からの水平距離が一定の範囲内（300メートル）に居住する者※

※ 「居住する者」とは、民法第22条に規定する住所の概念、すなわち生活の本拠としている者をいう。

<考え方>

再エネ特措法の改正を検討する際に行われた再エネ長期電源化・地域共生ワーキンググループにおいて、再エネ特措法に基づく意見交換会の範囲を議論した際、高圧・特別高圧（50kW以上）は、説明会の開催義務を定める条例を制定している自治体において大規模事業を念頭に発電所の敷地境界からの距離等を300mとする定量基準を設定している例が見られたことから、「実施場所の敷地境界線からの水平距離が300m以内」としたことを踏まえ、共生条例においても参考としました。

今後、再生可能エネルギー発電事業による直接的な影響を受けると予測される範囲が新たな知見によって示された場合には、対象とする範囲の見直しを検討します。

（イ）設置場所に隣接する土地及びその上にある建物を所有する者

環境影響評価対象事業（環境影響評価手続前）と同様です。

（ウ）設置場所の市町村に居住する者

環境影響評価対象事業（環境影響評価手続前）と同様です。

カ 対象者への周知方法等

（ア）周知方法

周辺地域の住民等に対する意見交換会の開催に係る周知は、開催予定日の2週間前までに、環境影響評価対象事業（環境影響評価手続前）と同じ方法により行ってください。

(イ) 周知内容

周知内容は、環境影響評価対象事業（環境影響評価手続前）と同様です。

キ 意見交換会における説明事項

意見交換会における説明事項は、環境影響評価対象事業（環境影響評価手続前）と同様です。

なお、環境影響評価対象事業の場合は、環境影響評価手続を経て施設の設置場所が決定される前の段階で意見交換会を開催するため、再生可能エネルギー発電施設の設置場所を一定の範囲で示すといった程度の熟度の説明で差し支えありませんが、環境影響評価対象外事業の場合には、再生可能エネルギー発電施設の設置計画をできる限り詳細に示した上で、周辺の地域住民等の意見を聴きながら設置計画をよりよいものとしていくことが重要です。

ク 意見交換会の運営

意見交換会の運営については、環境影響評価対象事業（環境影響評価手続前）と同様です。

ケ 意見交換会の記録

意見交換会の記録は、環境影響評価対象事業（環境影響評価手続前）と同様です。

コ 意見交換会後の意見等受付

意見交換会後の意見等の受付は、環境影響評価対象事業（環境影響評価手続前）と同様です。

サ 意見交換会の開催状況の報告

意見交換会の開催状況の報告は、環境影響評価対象事業（環境影響評価手続前）と同様です。

(3) 再生可能エネルギー発電施設設置計画の認定申請

設置計画の認定申請は、環境影響評価対象事業（環境影響評価手続後）と同様です。

(4) 設置計画の公表

設置計画の公表は、環境影響評価対象事業（環境影響評価手続後）と同様です。

(5) 設置計画の認定・不認定の通知

設置計画の認定・不認定の通知は、環境影響評価対象事業（環境影響評価手続後）と同様です。

(6) その他の留意事項

その他の留意事項は、環境影響評価対象事業（環境影響評価手続後）と同様です。

表5 意見交換会のタイムライン

手続	手続を行う時期等
1 意見交換会開催の届出	意見交換会を開催する 30日前まで
2 意見交換会開催の周知	意見交換会を開催する 2週間前まで
3 意見交換会の開催	電気事業法の工事計画届を提出する予定の120日前まで
4 意見交換会後の意見等受付	意見交換会の開催後 2週間
5 意見交換会開催状況の報告	意見交換会の開催後 30日以内

表6 設置計画の認定申請～工事着手までのタイムライン

手続	手続を行う時期等
1 設置計画の認定申請	工事着手前までに知事の認定を受けることが必要であることを踏まえた適切な時期 ※ 電気事業法の工事計画届出を提出する予定の90日前まで
2 認定・不認定の通知	県は、設置計画の認定申請を受けてから90日以内に事業者に対して認定・不認定を通知
3 工事の着手	事業者は、知事の認定通知を受けた後に、再生可能エネルギー発電施設の設置工事に着手することができる。

4 共生区域内の事業

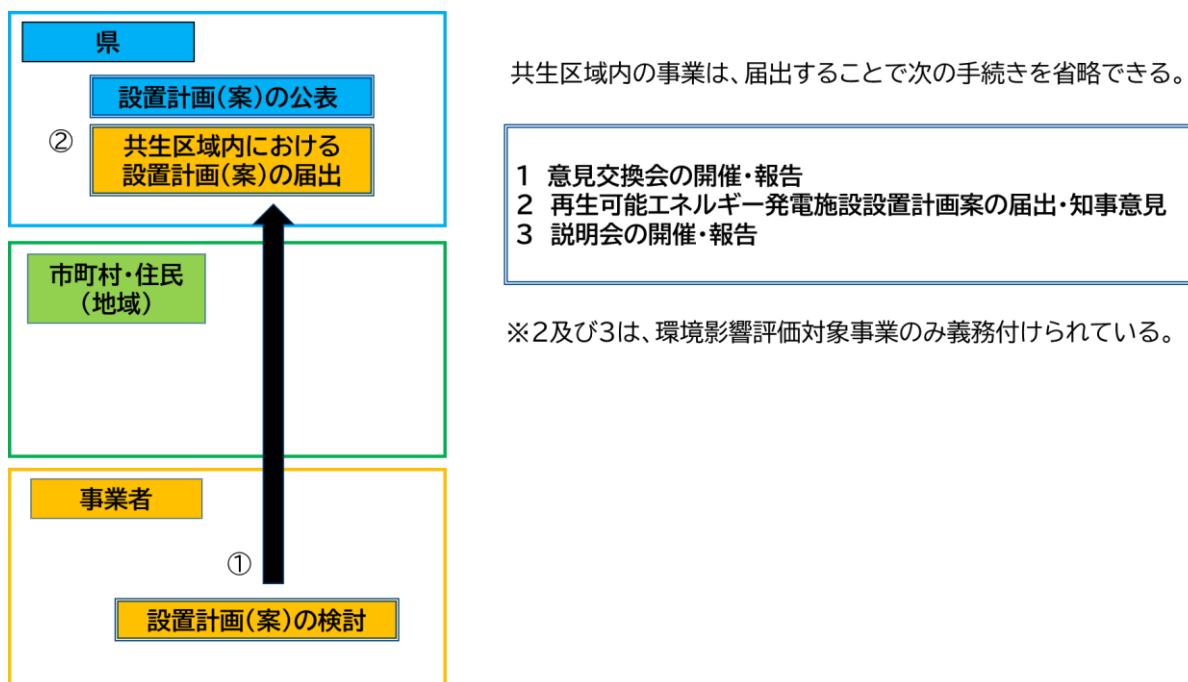
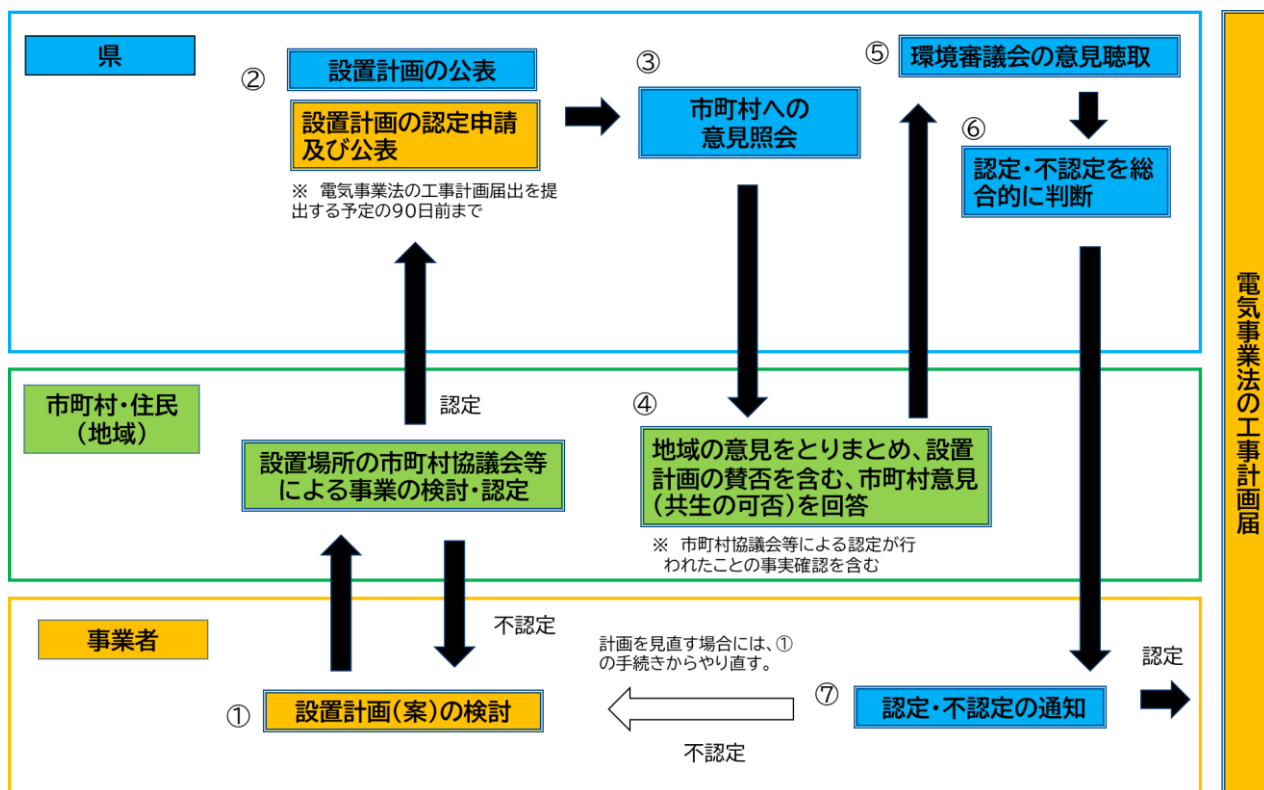


図14 共生区域内のフロー1

(温対法の地域脱炭素化促進事業及び農山漁村再エネ法の設備整備計画)

(1) 共生区域内の設置を計画する旨の届出

事業者は、共生区域内において再生可能エネルギー発電施設の設置をしようとする場合、様式第6号により遅滞なく、県に届出してください。届出が受理された場合、意見交換会の開催・報告が不要となるとともに、環境影響評価対象事業の場合には、設置計画案の届出及び説明会の開催等も不要となります。



(2) 再生可能エネルギー発電施設設置計画の認定申請

温対法の地域脱炭素化促進事業・農山漁村再エネ法の設備整備計画を除く共生区域内の再生可能エネルギー発電施設設置計画については、設置場所となる市町村が設置する協議会（第7章参照）等における協議等を経て当該市町村による認定（確認）を受けた後、電気事業法の工事計画届を提出する予定の日の90日前までに県に対して設置計画の認定を申請してください。

設置計画の認定・不認定の通知については、環境影響評価対象事業（環境影響評価手続後）と同じです。

<考え方>

温対法の地域脱炭素化促進事業及び農山漁村再エネ法の設備整備計画については、各法令において設置計画の認定プロセスが規定されているため、「地域の合意形成を踏まえた設置計画であること」が法令によって担保されますが、これらを除く共生区域内の設置計画については、共生条例第15条の認定プロセスにおいて担保することとしたものです。

具体的には、県が認定申請を受理した後、協議会等での協議・検討が行われ、市町村から適当であると認められた設置計画について、「地域の合意形成を踏まえた設置計画であること」を確認するものです。

表7 設置計画の認定申請～工事着手までのタイムライン

(共生区域内の温対法の地域脱炭素化促進事業・農山漁村再エネ法の設備整備計画以外の事業)

手続	手続を行う時期等
1 設置計画の認定申請	工事着手前までに知事の認定を受けることが必要であることを踏まえた適切な時期 ※ 電気事業法の工事計画届出を提出する予定の90日前までが目安
2 認定・不認定の通知	県は、設置計画の認定申請を受けてから90日以内に事業者に対して認定・不認定を通知
3 工事の着手	事業者は、知事の認定通知を受けた後に、再生可能エネルギー発電施設の設置工事に着手することができる。

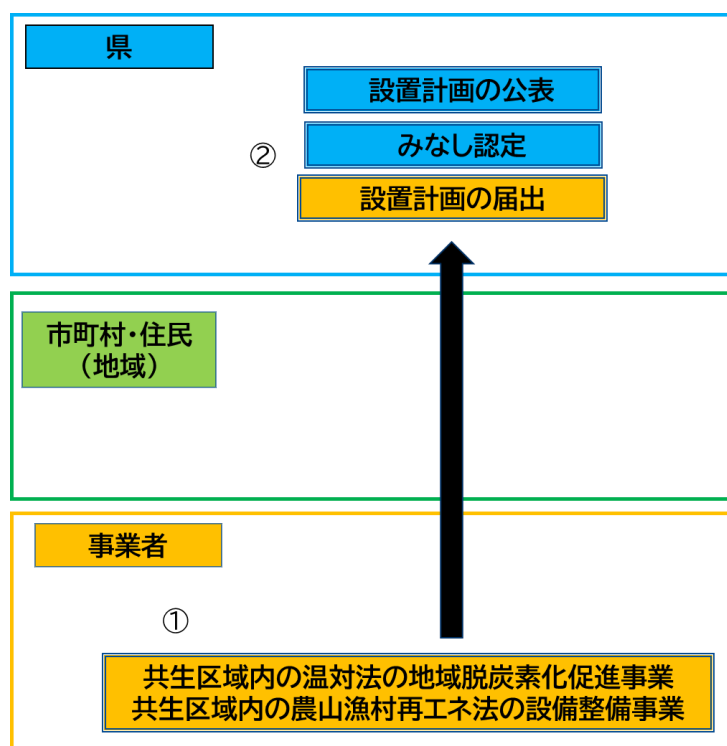


図16 共生区域内のフロー3

(温対法の地域脱炭素化促進事業・農山漁村再エネ法の設備整備事業)

(3) 温対法及び農山漁村再エネ法による認定の届出に基づくみなし認定

共生区域内の温対法の地域脱炭素化促進事業・農山漁村再エネ法の設備整備計画については、事業者が様式第9号により県に設置計画を届け出た場合、設置計画の認定を受けたものとみなします。

第6章 合意形成手続における市町村の役割

1 設置計画（素案）検討段階における事前相談への対応

再生可能エネルギー発電施設の設置に際して、設置場所の周辺地域の生活環境等に与える影響が大きい事例も散見されており、周辺地域の住民等から、地域の自然環境、景観、歴史・文化等の悪化や騒音等の生活環境への影響に対する懸念の声が寄せられることが想定されます。

再生可能エネルギーの円滑な導入を促進するためには、こうした懸念に適切に対応することが必要不可欠であることから、共生制度においては、事業者と周辺地域の住民等との実効的なコミュニケーションを図る機会を創出することにより、両者の信頼関係の構築を促進するほか、設置場所の地域の状況を適切に把握して再生可能エネルギー発電施設の設置が計画されるよう、県では、事業者に対して設置場所の市町村に事前相談するよう指導します。

事業者からの事前相談を受けた市町村は、あらかじめ意見を聴いておくべき者（設置場所周辺で事業を営む者や再生可能エネルギー発電事業により受ける影響が大きい者など）や、設置計画により想定される周辺地域の住民等の受け止め方、他の再生可能エネルギー発電施設の設置（計画）の状況、過去の災害の発生状況等の留意事項等など、事業者が設置計画を検討する上で必要な情報を可能な範囲で提供することが望ましいものです。

事前相談の内容を踏まえ、市町村は、必要に応じてその後も事業者とのコミュニケーションを図るとともに、市町村にとって望ましい形で再生可能エネルギーが導入されるよう市町村としての考えを事業者に伝えるとともに、共生区域の設定に向けての検討を積極的に進めていくことが求められます。

なお、事業者から事前相談を受けた市町村は、今後の共生制度に係る手続等について、必要に応じて早めに県に情報提供するようにしてください。

また、複数市町村に跨がる事業については、市町村間で必要な協議・調整を行う必要があります。

2 設置計画（案）に対する市町村意見

再生可能エネルギー発電施設設置計画（案）が環境影響評価対象事業である場合、県は、設置計画（案）の届出を受理した後、概ね30日後の回答期限を指定し、市町村に対して当該設置計画（案）に関連する地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電施設との共生を図る見地からの意見を求めます。

このため、意見交換会の開催状況については事業者から通知されるところですが、市町村は、設置計画（案）の届出に先立って事業者が開催する意見交換会を必要に応じて傍聴しておくなど、あらかじめ周辺地域の住民等の意見を把握しておくことが望ましいものです。また、設置計画（案）に対する市町村の意見を指定された期間内に回答するため、事業者が意見交換

会を開催する段階から、市町村の意見を取りまとめる準備を開始しておくことが望ましいものです。

なお、設置計画（案）は、設置計画の早期段階であることを踏まえ、市町村においては、今後、事業者が周辺地域の住民等と合意形成を進めていくにあたり、留意すべき事項や配慮すべき事項等についての意見を付すことができます。

また、設置計画（案）については、県がホームページで公開するなど市町村に情報提供することとします。設置場所以外の市町村が、当該設置計画（案）に関して自らの行政区域内に存する自然環境、景観、歴史・文化等の価値に影響があると考えられる場合には、事業者に対して意見を申し入れ、設置計画の変更を求めるとともに、県及び設置場所の市町村に対して情報提供することも考えられます。

事業者は、設置場所の市町村からの申し入れにより、設置場所以外の市町村とも協議・検討していく必要があります。

3 設置計画に対する市町村意見

県は、再生可能エネルギー発電施設設置計画の認定申請を受理した後、認定申請書類の写しを市町村に送付するとともに、認定申請を受け付けた日から概ね60日後の回答期限を指定し、市町村に対して、当該設置計画に関する地域の自然、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電施設との共生を図る見地からの意見を求めます。

このため、説明会の開催状況については事業者から通知されるところですが、市町村は、設置計画の申請に先立って事業者が開催する説明会を必要に応じて傍聴しておくなど、あらかじめ周辺地域の住民等の意見を把握しておくことが望ましいものです。また、設置計画に対する市町村の意見を指定された期間内に回答するため、事業者が説明会を開催する段階から、市町村としての意見を取りまとめる準備を開始しておくことが望ましいものです。

市町村が意見を回答するにあたり、地域裨益（地域社会の経済的、社会的な利益）と自然環境、景観、歴史・文化等の保全との再生可能エネルギーとの共生について検討・協議した上で、市町村が総合的見地から設置計画の適否等、意見を取りまとめる必要があります。また、適否に関する意見のほか、共生のために必要な追加措置等についても意見することができます。

<地域裨益の一般的な事例>

- ・ 発電した電力の地域への供給（災害時の活用可能性を含む）
- ・ 地元企業への発注、地元からの資材調達、地域住民の雇用
- ・ 売電収入の地域への還元
- ・ 地域の環境保全の取組みへの協力
- ・ 地域の祭事行事への協賛
- ・ エネルギーの地産地消に向けた連携

- ・ 作業用通路の地域への供用
- ・ 地域への安価な再生可能エネルギーの供給や域内での経済循環を推進する取組
- ・ 市町村が設置する地域振興等に係る基金への寄附 など

<市町村において設置計画に対する意見を取りまとめるための手法>

市町村は、計画に基づき設置される再生可能エネルギー発電施設が地域の自然環境、景観、歴史・文化等との共生が図られているかどうかについて総合的な判断を行うにあたり、協議会等を設置し、検討する手法など市町村が適当と考える手法を活用することが考えられます。

協議会等の運営については、第7章の内容を参考にしてください。

なお、環境影響評価対象事業については、環境影響評価制度における知事意見の内容や環境影響評価の評価（評価書）も参考にしながら判断するようにしてください。

表8 環境影響評価対象事業の市町村対応の流れ

手続	概要
1 設置計画（素案）検討段階における事前相談	意見交換会の開催前に事業者から市町村へ事前相談。
意見交換会の開催・開催状況の報告	
設置計画（案）の届出（事業者→県）	
2 設置計画（案）に対する意見照会・提出	県は、設置計画案の届出を受けてから30日程度の期間を設けて市町村に対して意見照会する。 （県は、市町村に県を踏まえ、設置計画案の届出を受けてから60日以内に事業者に対して知事意見を通知）
知事意見の提出（県→事業者）	
環境影響評価手続	
説明会の開催・開催状況の報告	
設置計画の認定申請（事業者→県）	
3 設置計画に対する意見照会・提出	県は、設置計画の認定申請を受けてから60日程度の期間を設けて市町村に対して意見照会する。 （県は、市町村に県を踏まえ、設置計画の認定申請を受けてから90日以内に事業者に対して認定・不認定を通知）
認定・不認定の通知（県→事業者） 認定の場合、事業実施	

表 9 環境影響評価対象外事業の市町村対応の流れ

手続	概要
1 設置計画（案）検討段階における事前相談	意見交換会の開催前に事業者から市町村へ事前相談。
意見交換会の開催・開催状況の報告	
設置計画の認定申請（事業者→県）	
2 設置計画に対する意見照会・提出	県は、設置計画の認定申請を受けてから60日程度の期間を設けて市町村に対して意見照会する。 （県は、市町村に県を踏まえ、設置計画の認定申請を受けてから90日以内に事業者に対して認定・不認定を通知）
認定・不認定の通知（県→事業者） 認定の場合、事業実施	

第7章 共生区域の指定

1 条例第8条第1項各号の区域について

市町村が共生区域の指定を受けようとする場合には、次の（１）～（３）に掲げる第8条第1項各号の区域のいずれかの区域設定が必要です。

市町村は、自らの管内に賦存する再生可能エネルギーポテンシャルを十分に把握し、それを自らの地域脱炭素化や地域活性化などの取組に活かしつつ、次の4つの類型例から第8条第1項各号の区域の設定を検討していくことが肝要です。

また、市町村が条例第8条第1項各号の区域を設定する際、当該区域に再生可能エネルギー発電施設が設置されることで、周辺の市町村の行政区域内に存在する自然環境、景観、歴史・文化等の価値をき損するおそれがある場合には、事前に周辺の市町村の意見を聴きながら区域の調整を行うことが肝要です。

表10 条例第8条第1項各号の区域を設定する際の類型例

類型	具体的な内容
広域ゾーニング型 （市町村主体）	市町村において再生可能エネルギー発電施設の設置を推進する区域を抽出し、条例第8条第1項各号の区域として設定する。
地区・街区指定型 （市町村主体）	スマートコミュニティの形成やPPA※による普及啓発を行う地区・街区のように、再生可能エネルギー利用の普及啓発や補助事業を市町村の施策として重点的に行うエリアを条例第8条第1項各号の区域として設定する。
公有地活用型 （市町村主体）	市町村が公有地・公共施設等の利用募集・マッチングを進めるべく、活用を図りたい公有地を条例第8条第1項各号の区域として設定する。
事業提案型 （事業者・住民等主体）	事業者、住民等による提案を受けることなどにより、個々のプロジェクトの予定地を条例第8条第1項各号の区域として設定する。

※ 「PPA」Power Purchase Agreement（電力販売契約）の略称。オンサイト PPA モデルとして、敷地内に太陽光発電設備を発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理をした上で、発電設備から発電された電気を需要家に供給する仕組み等がある。

（１）地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電施設とが共生することができるものとして市町村が定めた区域（再エネ特定区域）

地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電施設との共生を図るため、行政計画等（温対法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）及び農山漁村再エネ法に基づく基本計画を除く）において定める区域（再エネ特定区域）をいいます。

温対法の促進区域は地域脱炭素化の促進の観点から、農山漁村再エネ法の設備整備区域は農林水産業の振興の観点から各法令に基づき設定しますが、再エネ特定区域は、自然環

境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギーとの共生の観点から、エネルギー政策、都市計画、再生可能エネルギー源を活用した地域振興等を目指して設定してください。

(2) 地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 5 項第 2 号の区域（促進区域）

温対法第 21 条第 5 項第 2 号に規定する市町村が定めるよう努めるものとされている「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）」をいいます。

温対法では、再生可能エネルギー発電施設の設置とあわせ「地域の脱炭素化のための取組」を実施することが求められています。これは、単に再生可能エネルギー発電施設の整備を進めるだけでなく、そこで再生可能エネルギーを地域の脱炭素化や地域の発展に資する取組につなげることを求めるものです。

促進区域は、国基準のほか、温対法第 21 条第 6 項に規定する促進区域の設定に関する基準である「地域脱炭素化促進事業に係る促進区域の設定に関する県基準（青森県地球温暖化対策推進計画 別冊）」に基づき、環境保全の観点及び社会的配慮の観点を考慮しながら設定してください。

（県基準ホームページ）

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/energy/ondankakeikaku.html>

(3) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第 5 条第 2 項第 2 号の区域（設備整備区域）

農山漁村再エネ法第 5 条第 2 項第 2 号に規定する、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画において定める、再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域（設備整備区域）をいいます。

農山漁村再エネ法では、農山漁村に豊富に存在する再生可能エネルギー資源を、農林漁業との調和を図りながら再生可能エネルギー発電に活用し、売電収入の地域への還元、農業・農村の所得向上等を通じ、地域の活力向上や持続的発展に結び付けていくことが求められています。

設備整備区域は、「地域脱炭素化促進事業に係る促進区域の設定に関する県基準（青森県地球温暖化対策推進計画 別冊）」の内容も参考に、環境保全の観点及び社会的配慮の観点を考慮しながら設定してください。

2 行政計画等の作成について

条例第 8 条第 1 項各号の区域を設定するためには、行政計画等（計画、戦略、方針、指針、構想等）を作成し、当該区域に再生可能エネルギー発電施設を設置することを対外的に明示する必要があります。

< 条例第8条第1項第1号 再エネ特定区域に関する行政計画等 >

再エネ特定区域に関する行政計画等を作成しようとする場合には、表11のような行政計画等を作成することが考えられます。そのほか、地域単位で再生可能エネルギー発電施設との共生を検討し、個別に地域戦略や地域構想等を作成することも考えられます。

なお、温対法及び農山漁村再エネ法において住民や事業者等が参加する協議会等の協議・検討を経て区域が設定されることを踏まえ、再エネ特定区域に関する行政計画等を作成するに当たっても、協議会等による協議・検討を行うことが必要となります。

協議会等の設置・運営等の詳細については、次の「3 協議会等について」に示します。

< 第8条第1項第2号及び第3号 温対法の地方公共団体実行計画（区域施策編）又は農山漁村再エネ法に基づく基本計画 >

温対法の地域脱炭素化促進区域又は農山漁村再エネ法の設備整備区域を設定しようとする場合には、温対法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）又は農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の作成が必要となるので、次のマニュアル等を参考にするとともに、各法令の県の担当課に相談しながら作成するようにしてください。

○ マニュアル等

【温対法】（県担当課：エネルギー・脱炭素政策課）

「地方公共団体実行計画（区域施策編） 策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）（令和6年4月 環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室）」

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/sokushin_manual_main_202404.pdf

「地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック（第4版）（2024年4月 環境省 地域脱炭素政策調整担当参事官室）」

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/data/sokushin_handbook_202404.pdf

【農山漁村再エネ法】（県担当課：農林水産政策課）

「農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の作成等の手引き（令和3年11月農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課 再生可能エネルギー室）」

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/attach/pdf/houritu-15.pdf>

表 1 1 再エネ特定区域の設定が考えられる行政計画の例

関連計画の例 (根拠法令等)	概要(根拠条文等より抜粋)
総合計画(各地方公共団体の 条例等)	一般に、地方公共団体が策定する全ての行政計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となる計画をいう。
環境基本計画(各地方公共団 体の条例等)	一般に、地方公共団体の環境保全に関する基本的な計画をいう。
公共施設等総合管理計画	公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画をいう。
都市計画(都市計画法)	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画をいう。
低炭素まちづくり計画(都市 の低炭素化の促進に関する法 律)	市町村は、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の区域(「市街化区域等」に限る。)であって都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に推進することが効果的であると認められるものについて、低炭素まちづくり計画を作成することができる。
都市再生整備計画(都市再生 特別措置法)	市町村は、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域において、都市再生基本方針に基づき、当該公共公益施設の整備等に関する計画(以下「都市再生整備計画」という。)を作成することができる。
立地適正化計画(都市再生特 別措置法)	市町村は、都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画を作成することができる。
地域公共交通計画(地域公共 交通の活性化及び再生に関す る法律)	地方公共団体は、基本方針に基づき、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画を作成するよう努めなければならない。
地域公共交通利便増進実施計 画(地域公共交通の活性化及 び再生に関する法律)	地域公共交通計画において、地域公共交通利便増進事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、当該地域公共交通計画に即して地域公共交通利便増進事業を実施するための計画を作成し、これに基づき、当該地域公共交通利便増進事業を実施し又はその実施を促進するものとする。
緑の基本計画(都市緑地法)	市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画を定めることができる。
緑地保全計画(都市緑地法)	都道府県(市の区域内にあっては、当該市。)は、当該緑地保全地域内の緑地の保全に関する計画を定めなければならない。
環境教育等促進法に基づく行 動計画(環境教育等による環 境保全の取組の促進に関する 法律)	都道府県及び市町村は、区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を策定するよう努めるものとする。
都市再生緊急整備計画(都市 再生特別措置法)	都市再生緊急整備地域について、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な事項を定められる。

3 協議会等について

市町村が再エネ特定区域に関する行政計画等又は再エネ特定区域を設定するに当たっては、市町村の職員のみで検討するのではなく、学識経験者等の第三者を構成員に含む協議会等を設置し、協議・検討を行うことが必要です。再エネ特定区域に関する行政計画等又は再エネ特定区域を設定しようとする場合における協議会等の設置・運営等の詳細（例示）は次のとおりです。

なお、温対法の地域脱炭素化促進区域又は農山漁村再エネ法に基づく設備整備区域を設定しようとする場合には、P74に示した各法令のマニュアル等を参考に協議会等の設置・運営等をしてください。

（１）協議会等の設置

協議会等の設置をしようとする場合、新たな組織を設置する方法のほか、市町村が既に設置している既存の審議会等を活用する方法が考えられます。

複数の市町村に跨る広域的な再エネ特定区域を設定しようとする場合には、市町村間の協議により共同で協議会を設置するほか、それぞれの市町村で協議会等を設置することも考えられます。

また、事業提案型の再エネ特定区域を検討しようとする場合には、再生可能エネルギー発電施設の設置場所や規模・種別等によって環境影響や関係者等の範囲が異なることから、各々、事業に適切な構成員を集めた協議会を設置することが望ましいものです。一方、近接する地域の中で複数の事業が計画され、複数の事業で構成員が共通する場合には、一の協議会で複数の案件を協議する方法も考えられます。

（２）協議会等の運営方針

ア 協議会等の運営に当たっては、周辺地域の住民等に対して、協議プロセスや議論の透明性・公平性を確保することが肝要であることから、協議会等は公開での開催、若しくは会議後に議事録を公開するとともに、その資料についても、公開することが望ましいものです。

ただし、情報保護の観点から、法人や個人に関する情報を取り扱う場合、希少な野生動植物の情報を取り扱う場合など、秘匿することが必要な情報については、一部非公開にするなど配慮する必要があります。

イ 協議会等の運営に関し必要な事項は、協議会の設置要綱等で定めます。協議会の設置要綱等で定める事項としては、一般的に協議会の目的、実施事項等、構成員、役員、任期、事務局などが考えられます。詳細については、各市町村の事情に合わせて定めていくことで差し支えありません。

(3) 協議会等の構成員の選定

構成員は、再生可能エネルギー発電施設の設置に関して、地域の意見を代表して述べることができる者（自治会の代表者などの立場で信頼ある人物、中立的な視点から意見を述べることができる人物など）を選定することが重要です。

協議会の基本的な構成例は表12「協議会の構成員」のとおりであり、案件ごとの特性等を踏まえ、項目、人選も含めて市町村の判断において決定することとなります。

なお、既存の審議会等を活用する場合においては、地域の意見を述べるができる者を構成員に含めることが難しいことも想定されます。このような場合には、必ずしも既存の審議会等の構成員に地域の意見を述べるができる者を加えることなく、審議会等に参考人として招致し意見を聴取することや周辺の地域住民等との意見交換会やパブリックコメントの実施などにより、周辺地域の住民等の意見を踏まえた上で再エネ特定区域を検討する方法も考えられます。

表12 協議会の基本的な構成例

番号	項目	構成員
①	市町村	担当課長等
②	地域住民	自治会や住民団体の代表者
③	産業団体	森林組合・農協・漁協・観光協会・商工会、その他業界団体の代表者
④	地域団体	環境保全団体、環境保護団体、まちづくり団体等
⑤	有識者	環境政策・再生可能エネルギー・自然環境・景観・土木(災害)・文化を研究する大学教授等
⑥	事業者	再生可能エネルギー発電設備設置を計画する事業者
⑦	その他	市町村長が必要と認める者（再生可能エネルギー事業者団体、金融機関等）

① 市町村

市町村による行政計画等に再生可能エネルギー事業を位置づけ、地域と共生した再生可能エネルギー発電施設の設置が求められるため、当該計画を所管する担当課長等が想定されます。

② 地域住民

再エネ特定区域の設定が予定されている地域の自治会の代表者等が想定されます。

代表者は、必ずしも自治会の会長等の役職を有する者を構成員とする必要はありませんが、当該代表者個人としてではなく、当該地域を代表する立場で意見を述べることが

重要です。

なお、地元自治会の中には、再エネ特定区域の設定が予定されている土地の所有者がいることも想定されますが、再エネ特定区域の設定が予定されている土地の所有者は、中立の立場からの意見を述べることができないおそれがあります。仮に中立的な立場から意見を述べたとしても、周辺地域の住民等から不要な誤解を招く可能性もあるため、できる限り直接の利害関係を有する者が構成員とならないよう、市町村は、自治会等に構成員となる代表者の推薦を依頼する際には、配慮する必要があります。

③ 産業団体

地域の産業団体は、当該地域の産業を支える重要な役割を果たしていることから、再生可能エネルギー発電施設の設置による地域経済の活性化に向け、地域の産業団体の意見は地域の考え方を尊重する上で重要です。

地域住民の場合と同様に、必ずしも団体の理事長等の役職を有する者を構成員とする必要はありません。また、地域の未来を担う若い世代の意見が反映されるよう配慮することや、直接の利害関係を有する者が構成員とならないよう配慮することが適当と考えられます。

④ 地域団体

その地域で活動している団体は、自然環境、景観、歴史・文化等の地域的価値についてより多くの情報と関心を有しているから、地域の自然環境等の保全に向け、地域団体の意見は地域の考え方を尊重する上で重要です。

地域住民の場合と同様に、必ずしも団体の理事長等の役職を有する者を構成員とする必要はありません。また、地域の未来を担う若い世代の意見が反映されるよう配慮することや、直接の利害関係を有する者が構成員とならないよう配慮することが適当と考えられます。

⑤ 有識者

有識者は、中立かつ専門的立場から必要な助言等を行う役割を担うことが期待されます。

構成員とすべき有識者としては、環境政策・再生可能エネルギー・自然環境・景観・歴史・文化等の分野を研究する大学教授等を選定することが想定されますが、再エネ特定区域を設定しようとする地域の状況に合わせた専門的な分野を柔軟に選定してください。地域の状況によっては、複数分野の有識者が構成員となることも考えられます。

なお、有識者の選定に際して、市町村で情報を有していない場合は、県が支援を行うので相談してください。

⑥ 事業者

市町村は、必要に応じて、事業者を協議会の構成員又はオブザーバーとして加えてくだ

さい。事業提案型による再エネ特定区域を設定する場合には、事業者から設置計画の説明等を聞きながら検討することも有効です。

⑦ その他（市町村長が必要と認める者）

再エネ特定区域の設定にあたり、地域の実情に応じて、再生可能エネルギー事業者団体、金融機関等、その他市町村長が必要と認める者を構成員として加えることが想定されます。

また、構成員に加えない場合であっても、参考人等の立場で招致し、協議会等での検討していくための意見を伺うことも想定されます。

（４）協議会等の運営

ア 会長・副会長の選任

会長・副会長職は、協議会の運営を取り仕切る立場であり、適切な地域の合意形成等を図っていく上で重要な役割を担います。

このため、中立的な立場で会の運営を行うことができる者が選任されることが適当です。

イ 協議・検討の進め方

事業提案型の再エネ特定区域を設定しようとする場合には、協議が円滑に進むよう、既存の周辺環境の調査結果やフォトモンタージュ等を活用し、地域と共生することができる事業であることをわかりやすく示していくことが必要です。

協議・検討を進めるに当たっては、協議会等の構成員による事業予定地や他市町村の先行事例等の視察など、再生可能エネルギー事業への理解を深めることも有効と考えられます。

また、自然環境、景観、歴史・文化等に関係する国の機関（地方農政局、地方環境事務所、地方経済産業局ほか）、県の関係課や再生可能エネルギー発電施設の設置による自然・地域への環境影響が想定される隣接市町村に意見照会し、情報を共有しながら進めていくことが必要です。

ウ 協議会等での意見集約

協議会における再エネ特定区域の設定は、第４章２（４）に示す県基準や次の表１３に示す事項などを参考に総合的に判断します。

協議会等での意見集約に至るまでは、協議会等を複数回開催するほか、検討部会を設けるなど十分な議論・検討を尽くすことが重要です。

再エネ特定区域の設定に当たっては、構成員全員の意見が一致することが理想ですが、意見が割れることも十分に考えられます。その場合は、論点を明確化するとともに、必要に応じて、専門家の意見、住民の意見（住民アンケート等）などを踏まえ、再度協議すべきと考

えます。

表 1 3 再エネ特定区域を検討するに当たり参考とすべき事項

再エネ特定区域を設定する場合は、①～②の事項を参考にすること。	
①	再生可能エネルギー事業の実施に伴い、地域の自然環境、景観、歴史・文化等への重大な支障が想定されない区域であること。
②	再エネ特定区域を設定する地域が、再生可能エネルギー導入に関する市町村の行政計画等の内容に矛盾しないこと。
事業提案型により再エネ特定区域を設定する場合は、さらに③及び④の事項も参考にすること。	
③	設置計画の確実な実施が見込まれること。
④	再生可能エネルギーが地域の経済的な価値等を生み出し、地域の発展に資する再生可能エネルギーの導入が期待されること。

4 市町村による申出

市町村は、条例第8条第1項各号の区域を設定した後、県から共生区域の指定を受けようとする場合には、様式第13号により県に対してその旨を申出してください。

なお、条例第8条第1項各号に掲げる区域に保護地域が含まれる場合は、当該区域を除外して申出するようにしてください。

5 県による共生区域の指定

市町村から申出のあった区域について、県は、第三者機関である青森県環境審議会から意見を聴取した上で、地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電施設との共生が図られると認められる区域を共生区域として指定します。

共生区域は、知事が告示により指定します。（経過措置として、共生条例の施行日（令和7年7月1日）前において、温対法の促進区域又は農山漁村再エネ法の設備整備区域に指定されている区域については、条例施行日後、共生区域とみなします。）

知事が共生区域を告示により指定するまでのフローは、次のとおりです。なお、共生区域を変更しようとする場合のフローも、同様です。

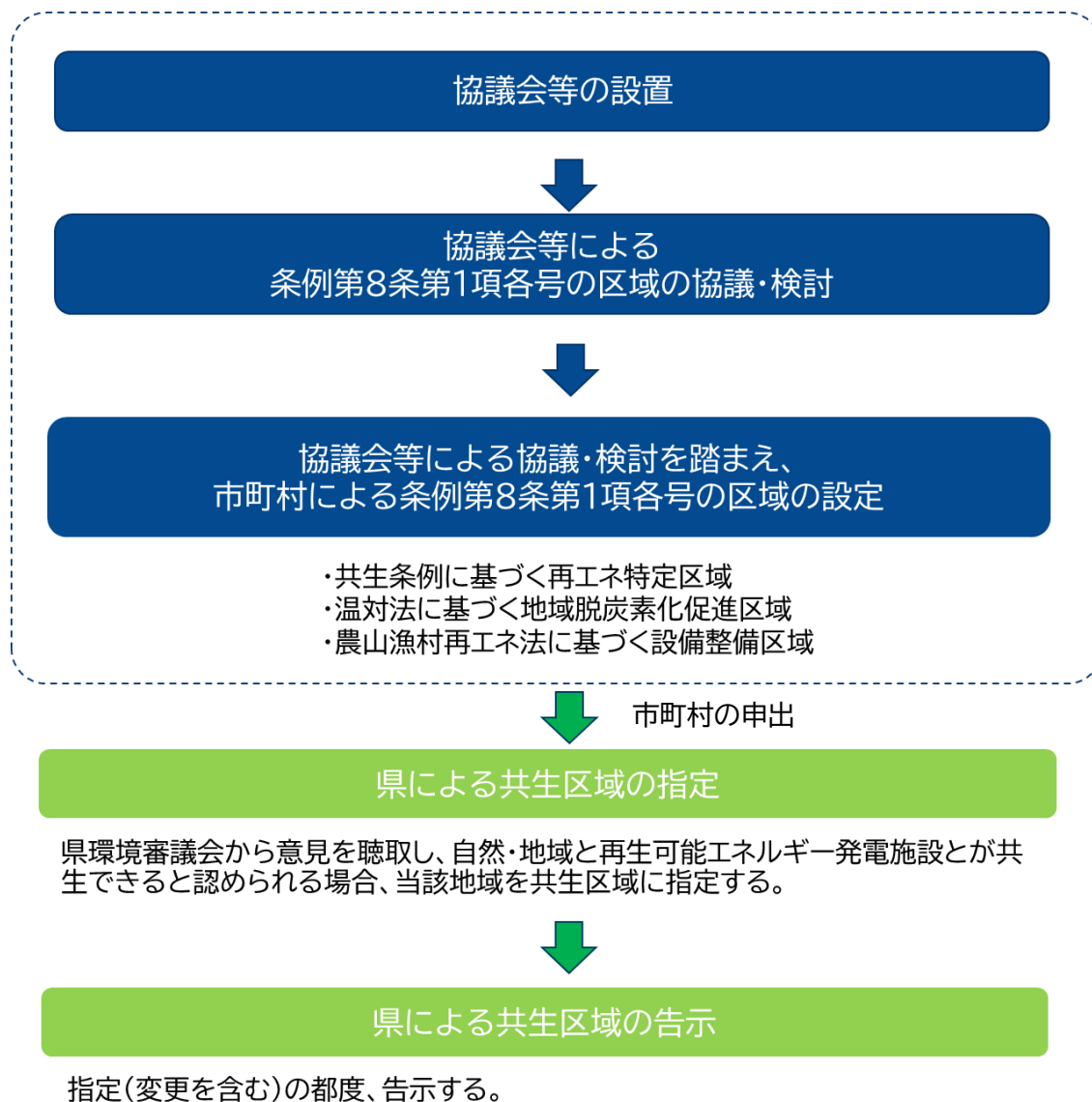


図17 共生区域設定の流れ

第8章 共生区域内における設置計画の認定

1 温対法の地域脱炭素化促進事業及び農山漁村再エネ法の設備整備計画

市町村が温対法の地域脱炭素化促進事業又は農山漁村再エネ法の設備整備計画の認定をしようとする場合には、本ガイドラインの内容を踏まえつつ、P74 に示した各法令のマニュアル等を参考にしてください。

市町村が認定した温対法の地域脱炭素化促進事業又は農山漁村再エネ法の設備整備計画については、当該認定を受けた事業者が県にその旨を届出することで、再生可能エネルギー発電施設設置計画の認定を受けたものとみなされます。

なお、みなし認定を受ける際、再生可能エネルギー源を電気に変換する施設については、共生区域内に設置する必要がありますので、温対法の地域脱炭素化促進事業又は農山漁村再エネ法の設備整備計画の認定をする際には留意してください。

2 再エネ特定区域内の設置計画

(1) 市町村による設置計画の適否の判断

市町村が再エネ特定区域内の設置計画の認定（確認）をしようとする場合には、設置計画の内容が地域の自然環境、景観、歴史・文化等及び地域社会との共生が図られるかどうかについて、市町村が設置する協議会等における協議・検討を経て、認定（確認）の適否を判断します。

なお、再生可能エネルギー源を電気に変換する施設は、県が指定した共生区域内に設置される必要があります。

(2) 知事による設置計画の認定

温対法の地域脱炭素化促進事業及び農山漁村再エネ法の設備整備計画は、各法令において設置計画の認定プロセスが規定されているため、「地域の合意形成を踏まえた設置計画であること」が各法令によって担保されますが、これらを除く共生区域内の設置計画については、共生条例第 15 条の認定プロセスにおいて担保します。

再エネ特定区域内の設置計画は、協議会等での協議・検討が行われ、市町村から適当であると認められたものが県に認定申請できるものとします。

なお、設置場所の市町村においては、協議会等で設置計画を検討している段階において、周辺の市町村から設置計画に関する懸念などが示された場合には、周辺の市町村の職員を協議会の構成に加えるなどして、早期から広域での合意形成を図るよう努めることが重要です。

第9章 雑則

1 再生可能エネルギー発電施設の設置計画の廃止等

事業者は、意見交換会の開催を公表してから、共生条例第15条第1項に基づく認定申請をする日までの間において、次のいずれかに該当することとなった場合には、知事にその旨を届け出るとともに、その旨を公表し、かつ、当該再生可能エネルギー発電施設の設置が予定されている市町村に通知してください。

- (1) 当該再生可能エネルギー発電施設の設置をしないこととしたとき。
- (2) 当該設置計画を他の者に引き継いだとき。
- (3) 事業者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したとき。

なお、当該設置計画を他の者に引き継いだ場合において、当該引継ぎ前に行われた共生条例による手続は、引き継いだ者が行ったものとみなします。

<考え方>

- (1) 設置計画を途中で廃止することとした場合、そのことを明らかにするために届出・公表をさせるものです。
- (2) 再生可能エネルギー発電施設の設置事業では、途中で事業者が変更となる場合も想定されますが、当該引継ぎ前に行われた共生条例による手続は、引き継いだ者が行ったものとみなすことから、そのことを明らかにするために届出・公表をさせるものです。
- (3) 事業者名が変更となった場合、別の設置計画との誤解を招くおそれがあることから、事業者名の変更を明らかにするために届出・公表を求めるものです。

<提出資料>

届出様式（様式第7号）

2 地位の承継

知事から設置計画の認定を受けた事業者の一般承継人又は当該認定者から当該認定に係る再生可能エネルギー発電施設の所有権その他再生可能エネルギー発電施設の設置及び管理に必要な権原を取得した者は、知事の承認を受けて、当該認定設置者が有していた再生可能エネルギー発電施設の設置に係る認定に基づく地位を承継することができます。

<考え方>

地位の承継を受けた者が、認定を受けた計画をそのまま実施するのであれば、再度、共生条

例による合意形成手続をやり直すことがない旨を定めたものです。

<提出資料>

届出様式（様式第10号）

3 変更又は廃止の届出

知事から認定を受けた事業者が、認定を受けてから設置の届出を提出するまでの間に、次の事項を変更する場合には、遅滞なく、その旨を知事に届け出る必要があります。

（1）変更

ア 事業者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

イ 設置場所

- ・ 再生可能エネルギー源を電気に変換する施設（風力発電施設の原動力設備に限る。）を100m未満で移動させる行為
- ・ 設置場所に関わる変更で、地域の自然環境、景観、歴史・文化等に著しい影響を及ぼすおそれのない行為

ウ 再生可能エネルギー発電施設の出力

- ・ 再生可能エネルギー発電施設の出力を減少又は10%未満の範囲で増加させる行為

（2）廃止

知事から認定を受けた事業者が再生可能エネルギー発電施設設置計画を廃止したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出る必要があります。

<考え方>

知事が認定した計画について、変更又は廃止に関する事項を把握するために届出させるものです。なお、軽微な変更該当しない場合には、再度、共生条例による合意形成手続が必要となります。

<提出資料>

届出様式（様式第11号）

4 設置の届出

事業者は、電気事業法の工事計画届を提出し、同法第51条第1項の使用前安全管理検査を行い、同条第2項に掲げる事項に適合していることを確認した後、遅滞なく、その旨を知事に届け出る必要があります。

なお、設置後の維持管理については、電気事業法等の再生可能エネルギー発電施設に関する個別法による指導等に従う必要があります。

<考え方>

設置計画のとおり再生可能エネルギー発電施設が設置されたことを確認する必要があることから、そのことを把握するために届出を求めるものです。

再生可能エネルギー発電施設の維持管理に関しては、共生条例による規定はありませんが、引き続き、周辺の地域住民等の信頼関係を維持しながら、事業を実施してください。

<提出資料>

届出様式（様式第12号）

5 認定の取消し

認定を受けて再生可能エネルギー発電施設を設置した者が偽りその他不正の手段により当該認定を受けたことが判明したときは、知事は、その認定を取り消すことができます。

<考え方>

事業者にとって不測の事態や予期せぬ事情によって、認定を受けた設置計画と異なる設置計画となった場合、直ちに偽りその他不正の手段により認定を受けたものと判断するものではありません。取り消しに当たっては、故意又は重大な過失があったのかなどについて、報告徴収や立入検査等を通じて事実関係を明らかにした上で判断します。

6 報告徴収及び立入検査

知事は、共生条例の施行に必要な限度において、事業者又は再生可能エネルギー発電施設の設置をした者その他の関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求めることができます。

また、県の職員は、事業者又は再生可能エネルギー発電施設の設置をした者その他の関係者の事業所若しくは事務所又は再生可能エネルギー発電施設の設置をする場所に立ち入り、帳簿、書類、再生可能エネルギー発電施設その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができます。

<考え方>

共生条例の施行に関し必要な限度において、報告徴収又は立入検査を実施することができます。

7 指導、助言及び勧告

知事は、共生条例の施行に関して必要があると認めるときは、事業者又は再生可能エネルギー発電施設の設置をした者に対して、指導、助言及び勧告をします。

<考え方>

共生条例の施行に関し必要があると認めるときは、県が事業者に対して指導、助言及び勧告を行います。

8 違反者の公表

知事は、共生条例に違反して事業者、又は再生可能エネルギー発電施設の設置をした者に対し、勧告をした場合において、その勧告を受けた者が、正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができます。

また、違反者を公表しようとするときは、あらかじめ、事業者に対し、当該公表に係る者の意見を聴取し、又は意見書の提出を求めます。

<考え方>

違反者を公表する際、あらかじめ、当該公表に係る者から意見を聴取し、意見書の提出を求め、弁明の機会を与えるものです。

9 過料

次のいずれかに該当する者に対して、5万円以下の過料に処します。

- ・ 知事の認定を受けないで再生可能エネルギー発電施設を設置した者
- ・ 偽りその他不正の手段により知事の認定を受けた者
- ・ 報告徴収及び立入検査の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

<考え方>

条例の規定に違反し、秩序を乱した者に対して過料を課すものです。

10 市町村の条例との調整

今後、市町村が共生条例と同じ目的の条例を制定した場合において、市町村条例の適用により自然・地域と再生可能エネルギーとの共生を図る上で支障が生ずるおそれがないものとして県が認めた市町村の区域については、共生条例を適用しません。

なお、県内では、共生条例制定時点において、大間町及び佐井村で主に小型の太陽光又は風力を規制する条例を制定していますが、共生条例と目的が異なることから、現時点では県内全域に共生条例が適用されます。

【参考】

- 佐井村太陽光発電設備の設置及び管理運用の基準に関する条例
(令和4年3月11日公布 佐井村条例第4号)
- 佐井村小型風力発電設備の設置及び管理運用の基準に関する条例
(令和4年3月11日公布 佐井村条例第3号)
- 大間町小型風力発電設備の設置及び運用の基準に関する条例
(令和3年3月18日公布 大間町条例第1号)

<考え方>

共生条例と同じ目的の条例を市町村が制定した場合、事業者は二重の手続を行うことが義務付けられ、大きな負担となることから、あらかじめ市町村と調整し、市町村条例のみを適用することで共生条例の目的を達成できると認められる場合には、共生条例の規定を適用しないこととしました。

今後、市町村において、再生可能エネルギーとの共生を図るための条例を制定しようとする場合には、できる限り早い段階において、県と共生条例の適用についてどのように取り扱うのか相談しながら検討を進めてください。

第10章 その他

共生条例に関係する法令等に関して、県の担当課及び市町村相談窓口は次のとおりです。

なお、県の担当課及び市町村の相談窓口は変更になる場合があります。

1 共生制度に関係する法令等及びその区域並びに担当課

法令等の名称	関係する区域等	県の担当課
自然公園法	特別保護地区 第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域	自然保護課
青森県立自然公園条例	第1種特別地域、第2種特別地域 第3種特別地域、普通地域	自然保護課
自然環境保全法	原生自然環境保全地域、特別地区、野生動植物保護地区、普通地区	自然保護課
青森県自然環境保全条例	特別地区、野生動植物保護地区 普通地区、県開発規制地域、県緑地保全地域	自然保護課
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	管理地区（県内なし） 監視地区（県内なし）	自然保護課
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区区域内の特別保護地区 鳥獣保護区区域内の特別保護地区内の特別保護指定区域（県内なし）	自然保護課
地すべり等防止法	地すべり防止区域	河川砂防課 農村整備課 林政課
砂防法	砂防指定地	河川砂防課
青森県砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例	砂防指定地、砂防設備	河川砂防課
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	河川砂防課
青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	保全地域	河川砂防課
河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	河川砂防課
特定都市河川浸水被害対策法	特定都市河川流域内の宅地等以外の土地の区域	河川砂防課
宅地造成及び特定盛土等規制法	特定盛土等規制区域、宅地造成等工事規制区域	都市計画課
海岸法	海岸保全区域、一般公共海岸区域	漁港漁場整備課 農村整備課 河川砂防課
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	構造政策課

法令等の名称	関係する区域等	県の担当課
農地法	甲種農地、第1種農地 第2種農地、第3種農地	構造政策課
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	集約酪農地域	畜産課
都市計画法	開発行為	建築住宅課
都市緑地法	緑地保全地域又は特別緑地保全地区	都市計画課
景観法	景観計画区域	都市計画課
青森県景観条例	景観計画区域、ふるさと眺望点	都市計画課
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	世界文化遺産	文化財保護課
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	世界自然遺産	自然保護課
文化財保護法	【指定】特別史跡、特別名勝、特別天然記念物、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物 【登録】登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物 【選定】重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区 ○指定相当の埋蔵文化財、周知の埋蔵文化財包蔵地	文化財保護課
青森県文化財保護条例	県有形文化財（県重宝）県有形民俗文化財、県史跡名勝天然記念物	文化財保護課
森林法	保安林、地域森林計画対象民有林（保安林、保安施設地区を除く）、国有林の地域別の森林計画対象森林（保安林、保安施設地区を除く）	林政課 森林管理署（国）
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	基本計画で定める促進区域	農林水産政策課
地球温暖化対策の推進に関する法律	地域脱炭素化促進事業の促進区域	エネルギー・脱炭素政策課
道路法	道路工事、道路占用	道路課
青森県再生可能エネルギー共生条例	共生条例で定める地域	税務課
風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律	電波障害防止区域	防衛省東北防衛局 企画部地方調整課（国）

2 市町村の相談窓口

	市町村名	所属	電話番号
1	青森市	環境保全課	017-718-0293
2	弘前市	環境課	0172-32-1969
3	八戸市	環境政策課	0178-43-9265
4	黒石市	市民環境課	0172-52-2111
5	五所川原市	ふるさと未来戦略課	0173-35-2111
6	十和田市	政策財政課	0176-51-6710
7	三沢市	環境衛生課	0176-53-511(内 279)
8	むつ市	環境政策課	0175-22-1111
9	つがる市	エネルギー政策課	0173-42-2271
10	平川市	政策推進課	0172-55-5737
11	平内町	町民課	017-755-2113
12	今別町	総務企画課	0174-35-2001
13	蓬田村	健康福祉課	0174-27-2113
14	外ヶ浜町	企画政策課	0174-31-1214
15	鱒ヶ沢町	企画観光課	0173-82-0922
16	深浦町	町民課	0173-74-2115
17	西目屋村	住民課	0172-85-2803
18	藤崎町	住民課	0172-88-8169
19	大鰐町	住民生活課	0172-55-6563
20	田舎館村	住民課	0172-58-2111(内線 165)
21	板柳町	企画財政課	0172-73-2111(内線 223)
22	鶴田町	企画交流課	0173-22-2111(内線 261)
23	中泊町	総合戦略課	0173-57-2111
24	野辺地町	企画財政課	0175-64-2111
25	七戸町	企画調整課	0176-68-2940
26	六戸町	町民課	0176-55-4612
27	横浜町	企画財政課	0175-78-2111
28	東北町	企画課	0176-56-3111(内線 211)
29	六ヶ所村	政策推進課	0175-72-8136
30	おいらせ町	政策推進課	0178-56-4273
31	大間町	企画経営課	0175-37-2504

	市町村名	所属	電話番号
32	東通村	企画課	0175-27-2111
33	風間浦村	村民生活課	0175-35-3111
34	佐井村	総合戦略課	0175-38-2111
35	三戸町	住民福祉課	0179-20-1151
36	五戸町	総合政策課	0178-62-7974
37	田子町	住民課	0179-20-7113
38	南部町	企画財政課	0178-38-5960
39	階上町	総合政策課	0178-88-2113
40	新郷村	厚生課	0178-61-7555